

令和4年度

市税概要

厚木市

厚木市民憲章

(昭和39年2月1日制定)

大山を仰ぎ、相模川の流に臨む郷土、ここに生きるわたくしたち厚木市民は、先人の努力をうけつぎ、県央の近代都市としての発展をめざして、この憲章をかかげ力強く前進しましょう。

- 一、わたくしたち厚木市民は、花や緑を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、たがいに敬い愛しあい、善意に満ちた家庭とまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、教養をゆたかにし、文化の高いまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、健康ではたらき、力あふれるまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、進んできまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。

目 次

第 1 章 総 括

1	市の概況	5
(1)	厚木市の位置	5
(2)	市域の変遷	5
2	人口・世帯数の推移	6
3	令和4年度一般会計歳入歳出予算(当初)	7
4	令和4年度一般会計歳入歳出予算構成図(当初)	8
5	令和3年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表	9
6	令和3年度一般会計歳入決算額	10
7	令和3年度一般会計歳出決算額	11

第 2 章 賦 課

8	市税当初予算額前年度対比表	13
9	令和4年度市税歳入予算額の構成(当初)	14
10	令和3年度市税歳入決算額の構成	15
11	市税収入の推移	16
12	市税伸長状況表	16
13	市税の伸長率	17
14	徴税費に関する調べ(年度比較)	18
15	個人市民税・県民税	19
(1)	個人市民税・県民税の当初調定額の推移(6月末)	19
(2)	個人市民税納税義務者の内訳(当初現年分)	20
(3)	課税標準所得別納税義務者数(当初)	20
(4)	課税標準額所得割等に関する調べ	21
(5)	退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ(6月末まで)	22
(6)	課税標準額段階別納税義務者数(当初)	23
(7)	課税標準額段階別総所得金額(当初)	24
(8)	事業専従者に関する調べ	25
16	法人市民税	26
(1)	税率別調定額前年度対比表	26
(2)	調定額の推移	27
(3)	月別調定額前年度対比表	27

17	固定資産税・都市計画税	28
	(1) 固定資産税・都市計画税に関する調べ(当初)	28
	(2) 土地に関する概要調書	30
	(3) 宅地に関する調べ	32
	(4) 家屋に関する概要調書	33
	(5) 償却資産に関する概要調書	34
	(6) 土地の年度別構成比	35
	(7) 家屋の棟数及び床面積調べ	35
18	軽自動車税	36
	(1) 軽自動車税(種別割)に関する調べ(当初)	36
	(2) 軽自動車税(種別割)に関する調べ(当初、三輪・四輪内訳)	37
	(3) 軽自動車税(種別割)車種別台数及び調定額の推移(当初)	38
	(4) 軽自動車税環境性能割月別調定額	39
19	市たばこ税に関する調べ	40
20	入湯税に関する調べ	41

第 3 章 納 税

21	市税収入実績調べ	44
22	督促状発送状況調べ	46
23	滞納処分執行状況調べ	47

第 4 章 その他の資料

24	市税証明等発行件数	49
25	行政機構と税務事務分掌	50
	(1) 行政機構図	50
	(2) 税務機構図	51
	(3) 税務事務分掌	51
26	税務職員係別人員調べ	52
27	電算事務実施状況	54
28	市税の税率等一覧表(令和4年度)	55
29	市税税率の変遷	56

第 1 章 総括



厚 木 市 章

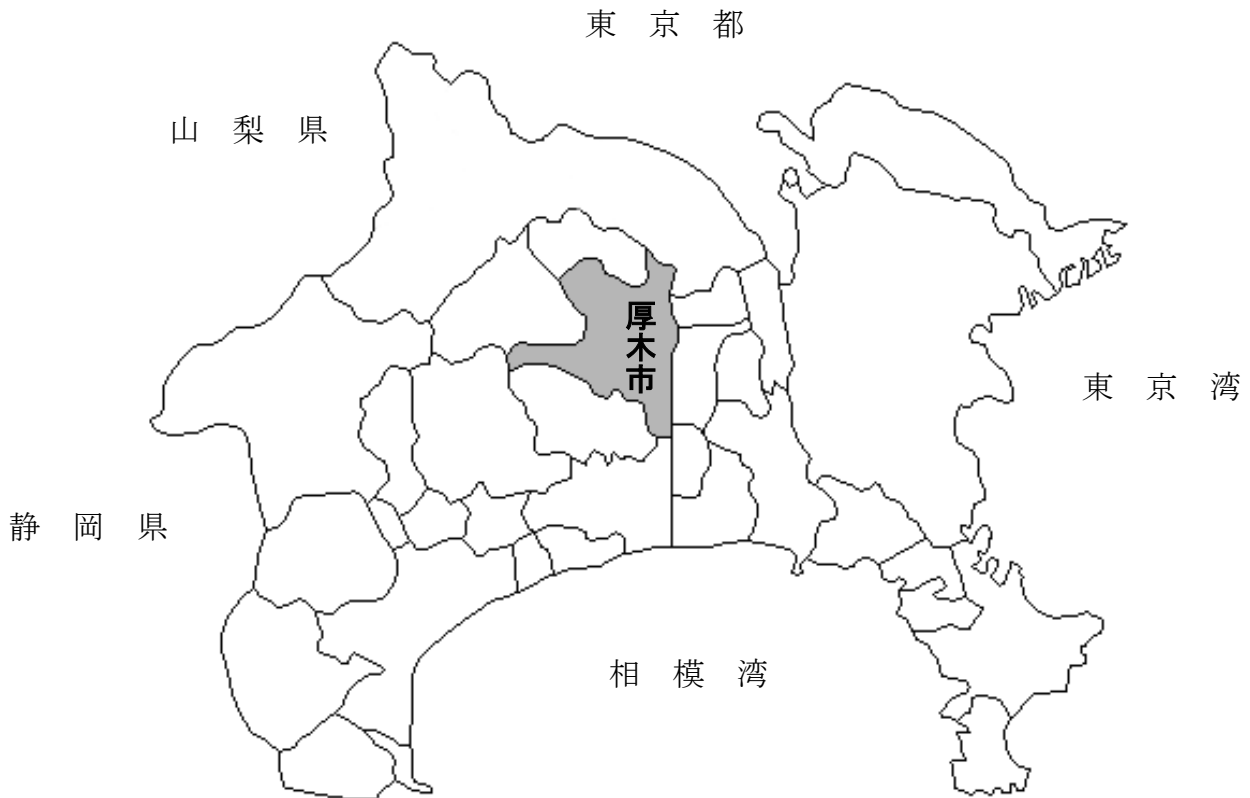
(昭和 30 年 3 月 22 日制定)

あつぎの 3 字と鮎 3 尾をもってあの字型を図案化し、市民の和合と発展を象徴しています。

1 市の概況

令和4年4月1日現在

(1) 厚木市の位置



方位	経度	地名	方位	緯度	地名
極東	東経 139° 22' 45"	下依知	極北	北緯 35° 31' 41"	上依知
極西	東経 139° 13' 42"	七沢	極南	北緯 35° 23' 41"	戸田

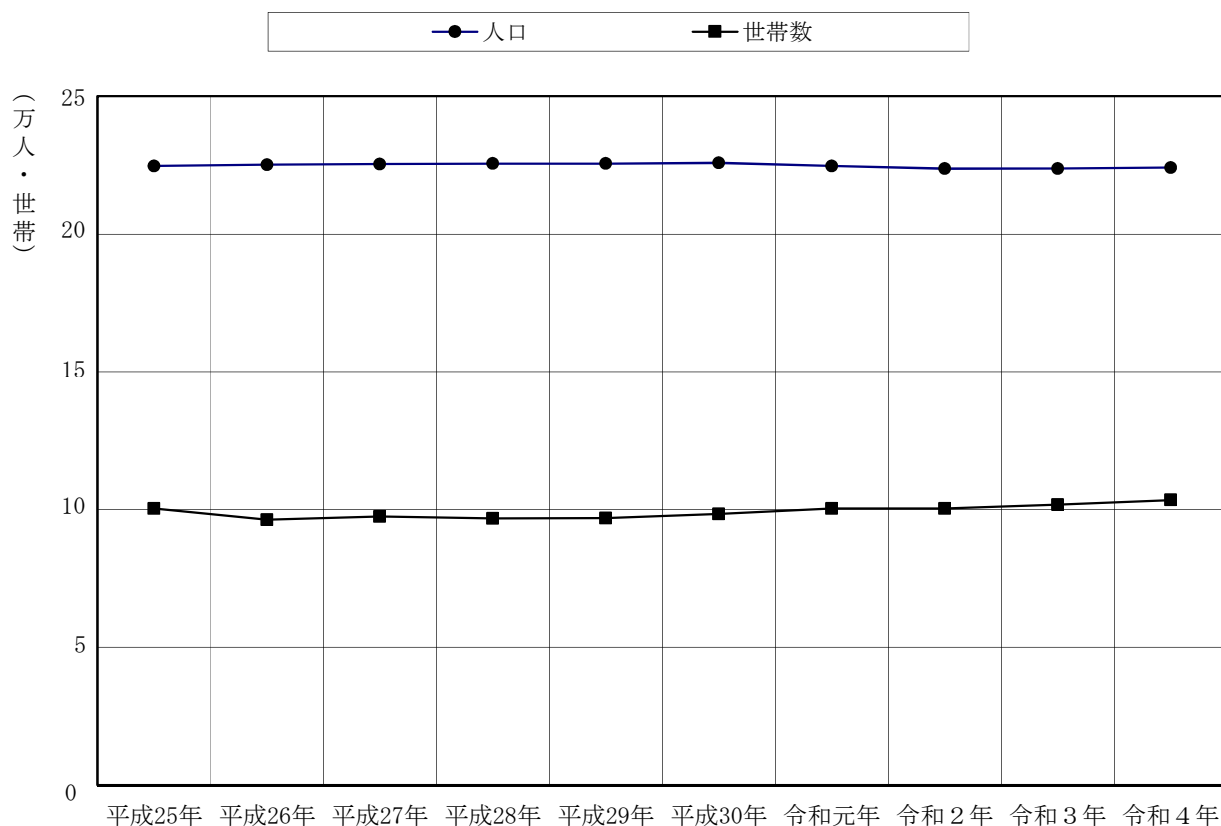
事務所の位置	東経	北緯	海拔
市庁舎 (中町3-17-17)	139° 21' 44"	35° 26' 34"	20.3m

方向	東西	南北
距離	13.76 km	14.71 km

(2) 市域の変遷

年月日	事項	面積	人口
昭和30年2月1日	厚木町、南毛利村、睦合村、小鮎村及び玉川村が合併し、市制施行	56.50 km ²	31,295 人
昭和30年7月8日	相川村、依知村を編入	74.90 km ²	39,409 人
昭和31年9月30日	荻野村を編入	92.69 km ²	44,652 人
昭和35年10月1日	国勢調査、国土地理院調査	92.84 km ²	46,239 人
昭和46年9月1日	愛川町との境界を変更	92.86 km ²	88,330 人
昭和50年5月1日	伊勢原市との境界を変更	92.86 km ²	106,923 人
平成2年9月1日	国土地理院調査	93.83 km ²	196,487 人
平成12年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	217,369 人
平成17年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	222,403 人
平成22年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	224,420 人
平成26年10月1日	国土地理院調査	93.84 km ²	225,166 人
平成27年10月1日	国勢調査	93.84 km ²	225,714 人
令和2年10月1日	国勢調査	93.84 km ²	223,705 人

2 人口・世帯数の推移



(各年10月1日現在)

区分 年次	世帯数	人 口		
		総数	男	女
平成25年度	95,054	224,954	116,929	108,025
平成26年度	96,281	225,166	117,052	108,114
平成27年度	97,443	225,347	117,130	108,217
平成28年度	96,767	225,541	116,511	109,030
平成29年度	98,145	225,693	116,655	109,038
平成30年度	99,336	225,204	116,487	108,717
令和元年度	100,377	224,677	116,247	108,430
令和2年度	100,360	223,705	115,343	108,362
令和3年度	101,734	223,771	115,293	108,478
令和4年度	103,411	224,095	115,378	108,717

3 令和4年度一般会計歳入歳出予算（当初）

歳 入 (単位：千円・%)

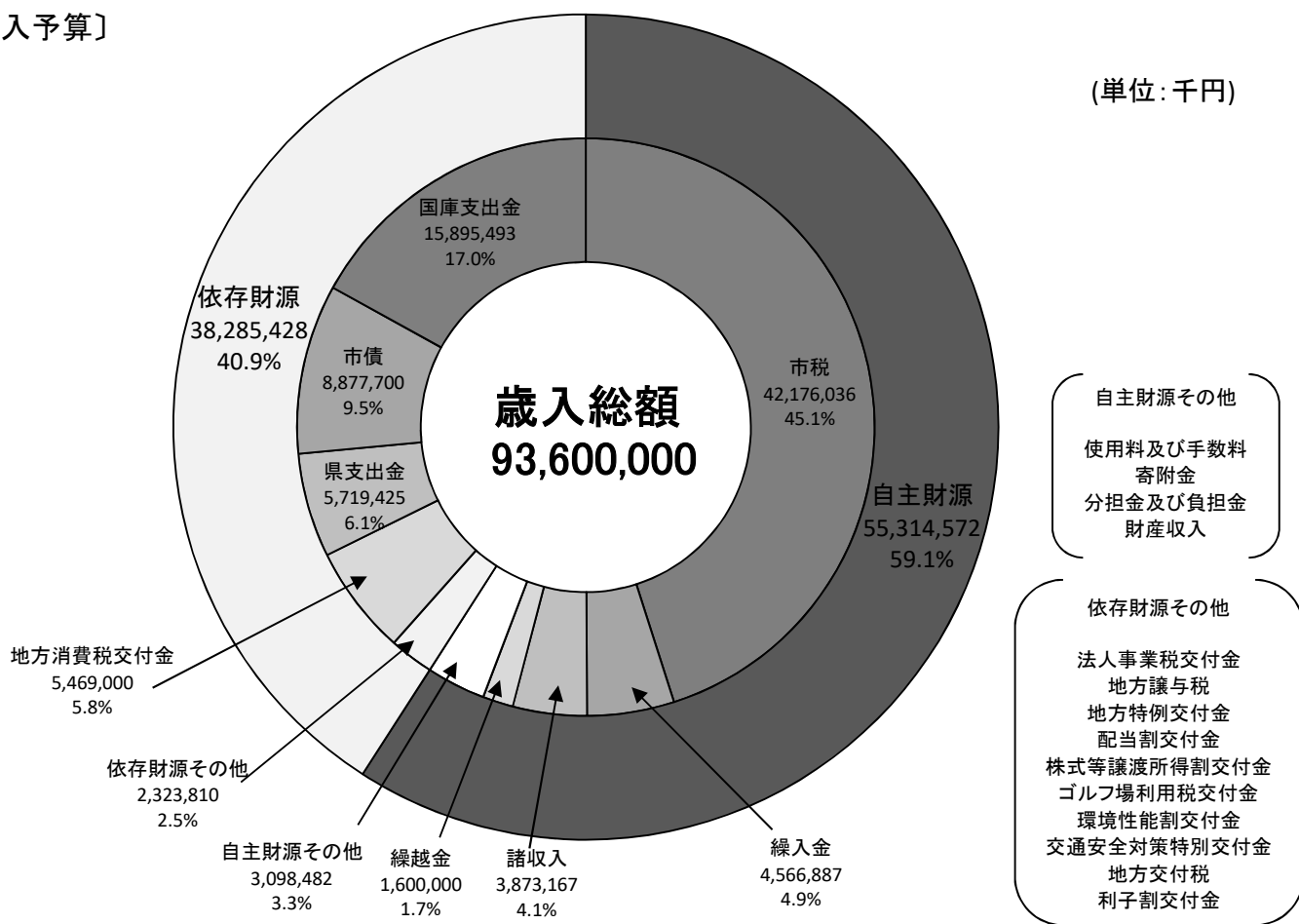
款 別	予 算 額	構 成 比
5 市 税	42,176,036	45.1
10 地 方 譲 与 税	520,210	0.6
15 利 子 割 交 付 金	18,000	0.0
18 配 当 割 交 付 金	180,000	0.2
21 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	161,000	0.2
23 法 人 事 業 税 交 付 金	922,600	1.0
24 地 方 消 費 税 交 付 金	5,469,000	5.8
27 ゴルフ場利用税金 交 付 金	134,000	0.1
31 環 境 性 能 割 交 付 金	118,000	0.1
33 地 方 特 例 交 付 金	203,000	0.2
35 地 方 交 付 税	30,000	0.0
40 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	37,000	0.0
45 分 担 金 及 び 負 担 金	341,272	0.4
50 使 用 料 及 び 手 数 料	1,376,343	1.5
55 国 庫 支 出 金	15,895,493	17.0
60 県 支 出 金	5,719,425	6.1
65 財 産 収 入	280,867	0.3
70 寄 附 金	1,100,000	1.2
75 繰 入 金	4,566,887	4.9
80 繰 越 金	1,600,000	1.7
85 諸 収 入	3,873,167	4.1
90 市 債	8,877,700	9.5
合 計	93,600,000	100.0

歳 出 (単位：千円・%)

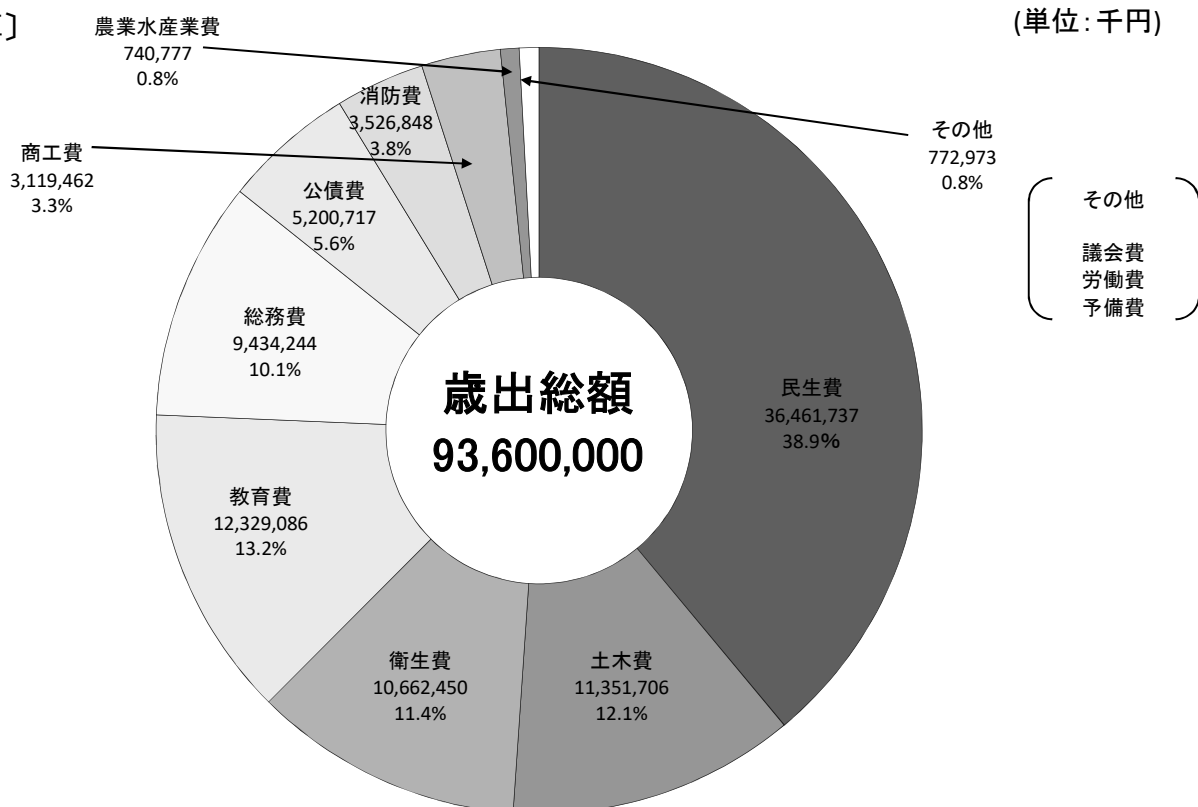
款 別	予 算 額	構 成 比
5 議 会 費	459,263	0.5
10 総 務 費	9,434,244	10.1
15 民 生 費	36,461,737	38.9
20 衛 生 費	10,662,450	11.4
25 労 働 費	213,710	0.2
30 農 林 水 産 業 費	740,777	0.8
35 商 工 費	3,119,462	3.3
40 土 木 費	11,351,706	12.1
45 消 防 費	3,526,848	3.8
50 教 育 費	12,329,086	13.2
60 公 債 費	5,200,717	5.6
70 予 備 費	100,000	0.1
合 計	93,600,000	100.0

4 令和4年度一般会計歳入歳出予算構成図（当初）

〔歳入予算〕



〔歳出予算〕



5 令和3年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表

(歳入)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	
一般会計	105,052,469,977	103,262,646,402	△ 1,789,823,575	
特別会計	公共用地取得事業	1,761,157,837	1,590,501,406	△ 170,656,431
	後期高齢者医療事業	3,276,476,000	3,186,493,657	△ 89,982,343
	国民健康保険事業	21,826,981,250	21,578,256,491	△ 248,724,759
	介護保険事業	15,770,216,000	15,194,702,402	△ 575,513,598
	小計	42,634,831,087	41,549,953,956	△ 1,084,877,131
合計	147,687,301,064	144,812,600,358	△ 2,874,700,706	

(歳出)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (A) - (B)	
一般会計	105,052,469,977	97,385,025,829	7,667,444,148	
特別会計	公共用地取得事業	1,761,157,837	1,590,406,740	170,751,097
	後期高齢者医療事業	3,276,476,000	3,147,565,309	128,910,691
	国民健康保険事業	21,826,981,250	21,421,187,058	405,794,192
	介護保険事業	15,770,216,000	15,102,664,570	667,551,430
	小計	42,634,831,087	41,261,823,677	1,373,007,410
合計	147,687,301,064	138,646,849,506	9,040,451,558	

6 令和3年度一般会計歳入決算額

(単位：円・%)

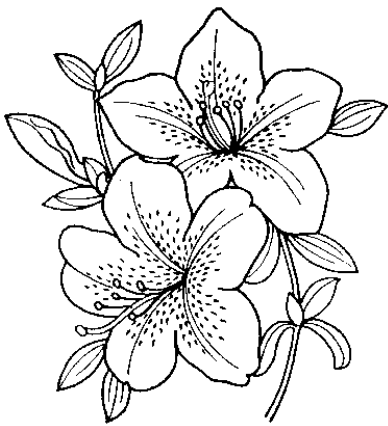
款 別	当初予算額	予算現額 (A)	調 定 額	収入済額 (B)	収入済額 の構成比	収入割合 (B)／(A)
5 市 税	40,805,198,000	43,145,198,000	44,591,403,592	44,195,557,937	42.8	102.4
10 地方譲与税	510,000,000	510,000,000	530,993,001	530,993,001	0.5	104.1
15 利子割交付金	33,000,000	33,000,000	17,805,000	17,805,000	0.0	54.0
18 配当割交付金	171,000,000	171,000,000	265,253,000	265,253,000	0.3	155.1
21 株式譲渡所得割 交 付 金	185,000,000	185,000,000	337,549,000	337,549,000	0.3	182.5
23 法 人 事 業 税 金 交 付 金	803,000,000	803,000,000	1,220,506,000	1,220,506,000	1.2	152.0
24 地 方 消 費 税 金 交 付 金	5,148,000,000	5,148,000,000	5,764,190,000	5,764,190,000	5.6	112.0
27 ゴルフ場利用税 交 付 金	138,000,000	138,000,000	146,227,410	146,227,410	0.2	106.0
30 自動車取得税 交 付 金	0	0	257	257	0.0	皆増
31 環 境 性 能 割 金 交 付 金	122,000,000	122,000,000	98,294,000	98,294,000	0.1	80.6
33 地 方 特 例 金 交 付 金	569,000,000	569,000,000	579,340,000	579,340,000	0.6	101.8
35 地方交付税	30,000,000	30,000,000	37,934,000	37,934,000	0.0	126.4
40 交通安全対策 特別交付金	37,000,000	37,000,000	38,068,000	38,068,000	0.0	102.9
45 分 担 金 及 び 金 負 担 金	355,724,000	355,724,000	324,090,433	309,229,011	0.3	86.9
50 使 用 料 及 び 料 手 数	1,415,982,000	1,281,930,000	1,304,375,184	1,256,952,715	1.2	98.1
55 国庫支出金	14,483,429,000	24,615,488,000	22,758,050,320	22,758,050,320	22.0	92.5
60 県 支 出 金	5,462,561,000	5,569,011,000	5,497,863,666	5,497,863,666	5.3	98.7
65 財 産 収 入	216,042,000	228,924,000	265,920,304	265,896,604	0.3	116.2
70 寄 附 金	1,000,000,000	1,100,000,000	1,016,704,008	1,016,704,008	1.0	92.4
75 繰 入 金	3,088,526,000	2,738,255,000	2,697,422,263	2,697,422,263	2.6	98.5
80 繰 越 金	1,600,000,000	5,435,438,977	5,435,438,832	5,435,438,832	5.3	100.0
85 諸 収 入	3,742,838,000	3,829,301,000	4,376,987,189	3,937,171,378	3.8	102.8
90 市 債	7,283,700,000	9,007,200,000	6,856,200,000	6,856,200,000	6.6	76.1
合 計	87,200,000,000	105,052,469,977	104,160,615,459	103,262,646,402	100.0	98.3

7 令和3年度一般会計歳出決算額

(単位：円・%)

款 別	当初予算額	予算現額 (A)	支出済額 (B)	不用額 (含繰越額)	支出済額 の構成比	支出割合 (B)/(A)
5 議 会 費	468,427,000	448,182,000	428,947,678	19,234,322	0.4	95.7
10 総 務 費	9,771,072,000	12,996,799,750	12,196,408,770	800,390,980	12.5	93.8
15 民 生 費	34,755,812,000	42,321,188,500	39,975,496,000	2,345,692,500	41.0	94.5
20 衛 生 費	9,791,970,000	12,848,328,000	11,844,883,425	1,003,444,575	12.2	92.2
25 労 働 費	229,333,000	232,201,000	207,164,511	25,036,489	0.2	89.2
30 農林水産業費	711,793,000	741,489,000	662,328,280	79,160,720	0.7	89.3
35 商 工 費	3,199,523,000	4,151,394,690	3,976,802,167	174,592,523	4.1	95.8
40 土 木 費	11,007,355,000	13,059,540,157	11,470,835,628	1,588,704,529	11.8	87.8
45 消 防 費	4,063,944,000	4,100,987,480	3,926,327,625	174,659,855	4.0	95.7
50 教 育 費	7,762,442,000	8,774,345,960	7,465,486,351	1,308,859,609	7.7	85.1
60 公 債 費	5,338,329,000	5,328,439,000	5,230,345,394	98,093,606	5.4	98.2
70 予 備 費	100,000,000	49,574,440	0	49,574,440	0.0	0.0
合 計	87,200,000,000	105,052,469,977	97,385,025,829	7,667,444,148	100.0	92.7

第 2 章 賦 課



市の花 さつき
(昭和 44 年 2 月 1 日制定)

さつき（シャクナゲ科）

日本の原産で、関東以西各地に生育し、花は一重、八重、大盃、絞りなど各種園芸品種が多く 6～7 月に色とりどりの花が開花します。

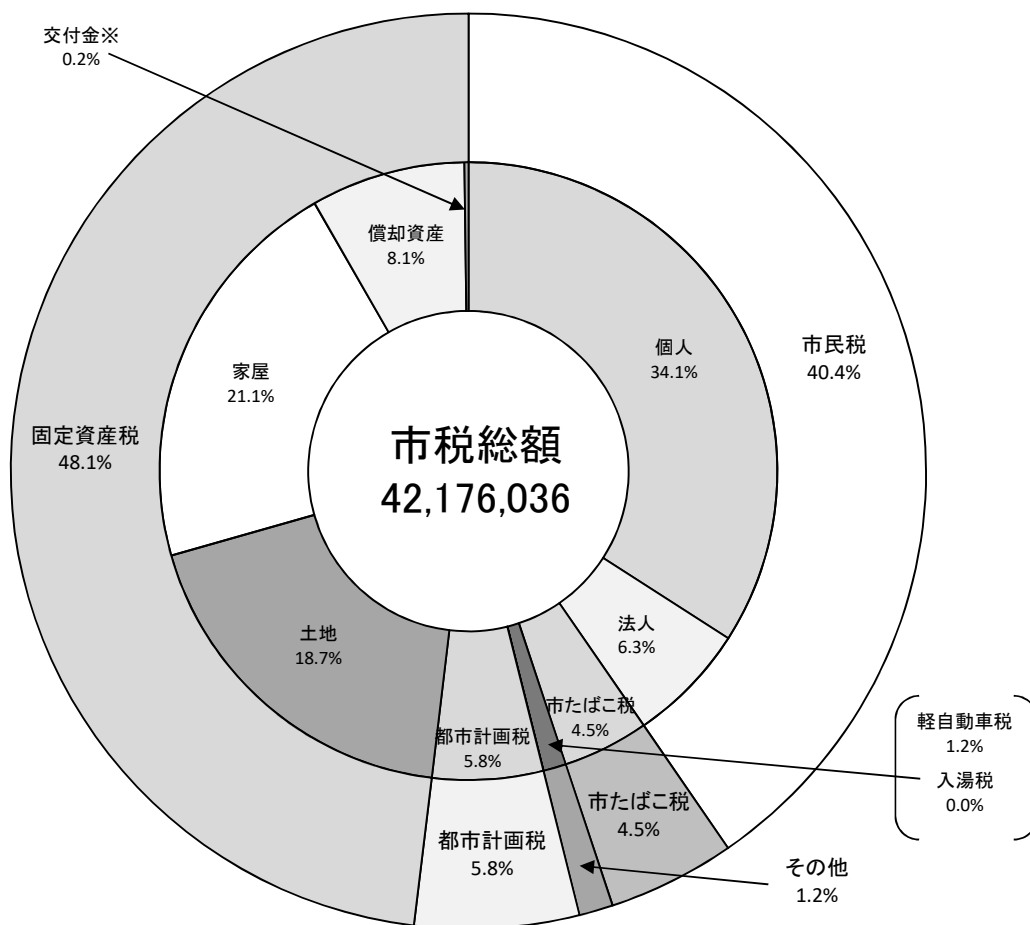
さつきは主に盆栽、庭園樹、公園に使われ、通常挿木で繁殖し、気候的に本市にふさわしく栽培も簡単です。

8 市税当初予算額前年度対比表

(単位：千円・%)

年度		令和4年度	令和3年度	対前年度比
税目				
市	民 税	17,038,269	16,549,201	103.0
個人	現年課税分	14,250,000	14,130,000	100.8
	滞納繰越分	125,894	119,385	105.5
法人	現年課税分	2,649,000	2,266,000	116.9
	滞納繰越分	13,375	33,816	39.6
固定資産税		20,282,507	19,520,206	103.9
土地家屋 償却資産	現年課税分	20,105,095	19,327,386	104.0
	滞納繰越分	84,412	99,820	84.6
国有資産等所在市町村交付金		93,000	93,000	100.0
軽自動車税		518,887	493,116	105.2
環境性能割		43,300	40,747	106.3
種別割	現年課税分	469,930	446,899	105.2
	滞納繰越分	5,657	5,470	103.4
市たばこ税		1,882,795	1,873,065	100.5
現年課税分		1,882,794	1,873,064	100.5
滞納繰越分		1	1	100.0
入湯税		2,205	2,378	92.7
現年課税分		2,204	2,377	92.7
滞納繰越分		1	1	100.0
都市計画税		2,451,373	2,367,232	103.6
土地家屋	現年課税分	2,440,795	2,356,029	103.6
	滞納繰越分	10,578	11,203	94.4
現年課税分計		41,936,118	40,535,502	103.5
滞納繰越分計		239,918	269,696	89.0
市税総計		42,176,036	40,805,198	103.4

9 令和4年度市税歳入予算額の構成（当初）



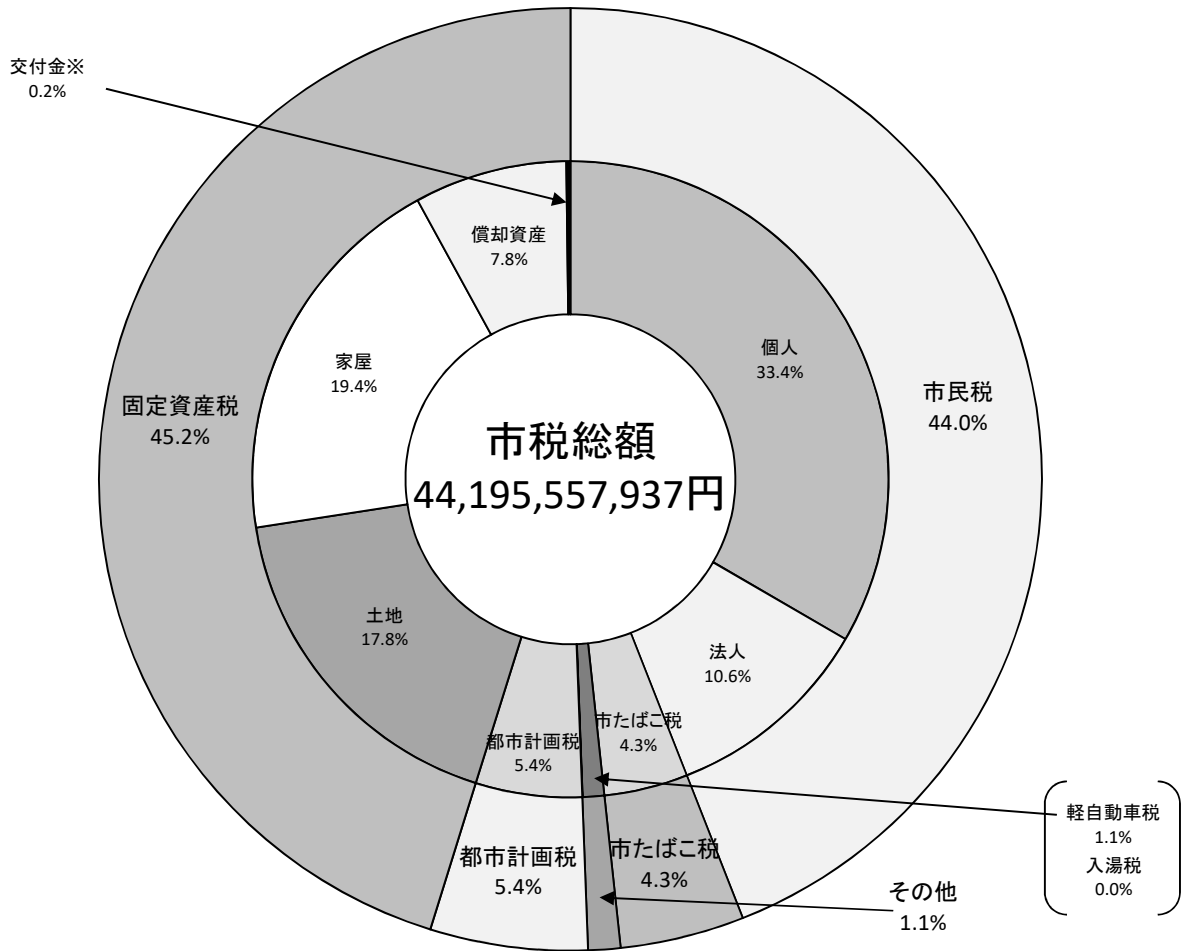
(単位：千円・%)

税目	区分	予 算 額			
		令和4年度	令和3年度	比較増減	対前年度比
1	普通税	39,722,458	38,435,588	1,286,870	103.3
	市民税	17,038,269	16,549,201	489,068	103.0
	個人	14,375,894	14,249,385	126,509	100.9
	法人	2,662,375	2,299,816	362,559	115.8
	固定資産税	20,282,507	19,520,206	762,301	103.9
	固定資産税	20,189,507	19,427,206	762,301	103.9
	土地	7,869,954	7,772,223	97,731	101.3
	家屋	8,909,336	8,371,760	537,576	106.4
	償却資産	3,410,217	3,283,223	126,994	103.9
	交付金※	93,000	93,000	0	100.0
	軽自動車税	518,887	493,116	25,771	105.2
	環境性能割	43,300	40,747	2,553	106.3
	種別割	475,587	452,369	23,218	105.1
	市たばこ税	1,882,795	1,873,065	9,730	100.5
2	目的税	2,453,578	2,369,610	83,968	103.5
	入湯税	2,205	2,378	△173	92.7
	都市計画税	2,451,373	2,367,232	84,141	103.6
	合計	42,176,036	40,805,198	1,370,838	103.4

※国有資産等所在市町村交付金

(注) 現年度分と滞納繰越分の合計です。

10 令和3年度市税歳入決算額の構成



(単位：円・%)

税目	区分	決算額			
		令和3年度	令和2年度	比較増減	対前年度比
1	普通税	41,783,081,854	46,332,183,569	△ 4,570,071,647	90.2
	市民税	19,456,698,431	23,581,335,574	△ 4,124,637,143	82.5
	個人	14,742,739,560	15,143,598,002	△ 400,858,442	97.4
	法人	4,713,958,871	8,437,737,572	△ 3,723,778,701	55.9
	固定資産税	19,962,926,821	20,532,074,922	△ 569,148,101	97.2
	固定資産税	19,868,643,821	20,437,039,322	△ 568,395,501	97.2
	土地	7,851,199,793	7,915,301,998	△ 64,102,205	99.2
	家屋	8,589,699,400	8,855,042,204	△ 265,342,804	97.0
	償却資産	3,427,744,628	3,666,695,120	△ 238,950,492	93.5
	交付金※	94,283,000	95,035,600	△ 752,600	99.2
	軽自動車税	479,798,278	458,828,346	20,969,932	104.6
	軽自動車税	453,532,878	437,396,346	16,136,532	103.7
	環境性能割	26,265,400	21,432,000	5,095,300	122.6
	市たばこ税	1,883,658,324	1,759,944,727	123,713,597	107.0
2	目的税	2,412,476,083	2,453,387,492	△ 40,911,409	98.3
	入湯税	2,431,650	2,359,950	71,700	103.0
	都市計画税	2,410,044,433	2,451,027,542	△ 40,983,109	98.3
	合計	44,195,557,937	48,785,571,061	△ 4,590,013,124	90.6

※国有資産等所在市町村交付金

(注) 現年度分と過年度分の合計です。

1 1 市税収入の推移

(単位：千円)

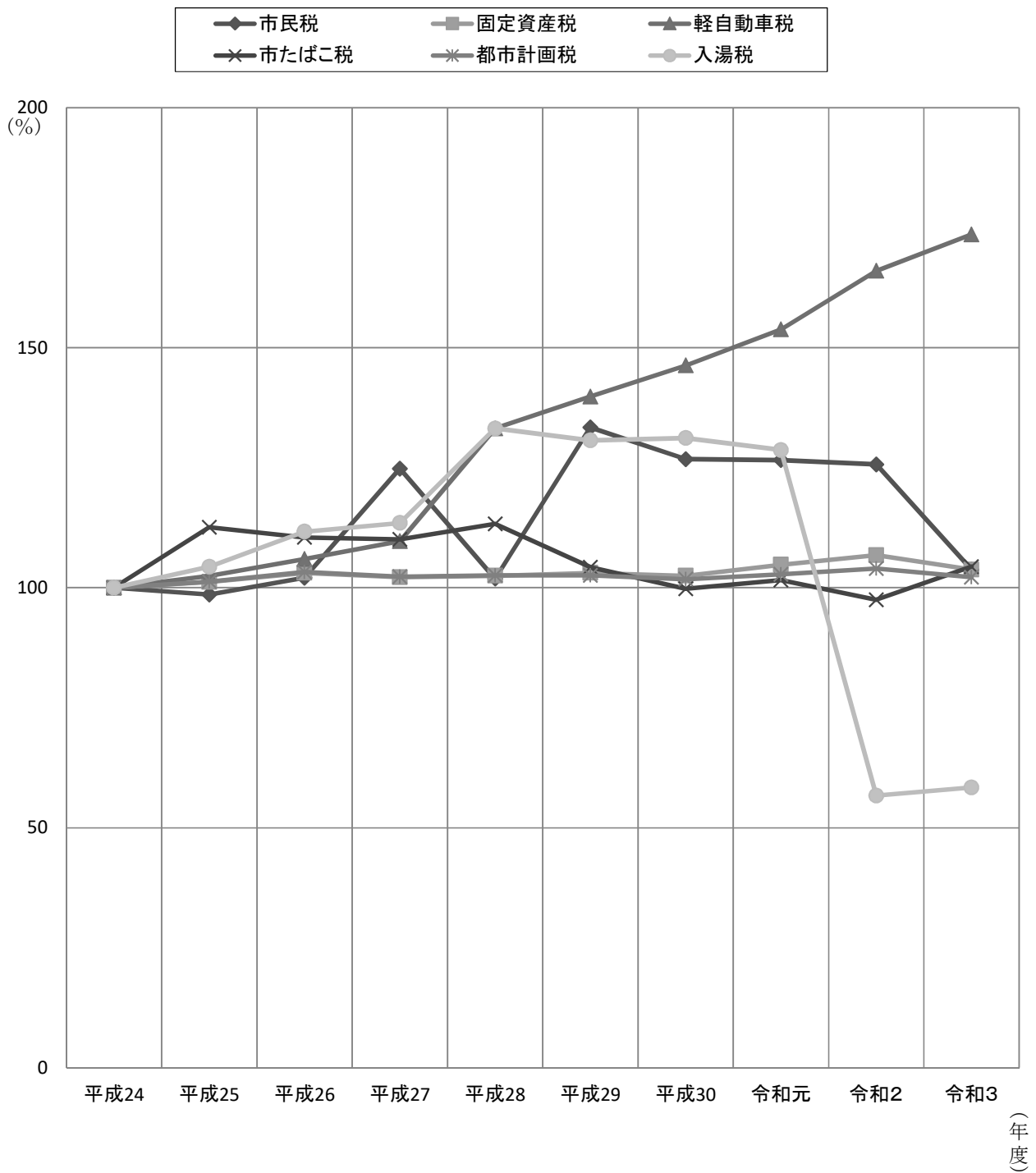
区分 年度	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額
平成29年度	49,491,082	50,296,318	49,526,490	108,944	660,883
平成30年度	47,735,816	48,720,248	48,105,970	63,350	550,928
令和元年度	47,253,558	49,171,715	48,584,336	90,510	496,868
令和2年度	47,943,529	49,292,402	48,785,571	41,138	465,693
令和3年度	43,145,198	44,591,403	44,195,557	24,498	371,346

1 2 市税伸長状況表

(単位：%)

区分 年度	市税予算現額の伸び率	市税収入済額の伸び率	徴 収 率 (対調定額)	人口の伸び率 (1月1日現在)
平成29年度	113.1	113.4	98.5	100.1
平成30年度	96.5	97.1	98.7	99.7
令和元年度	99.0	101.0	98.8	99.7
令和2年度	101.5	100.4	99.0	99.7
令和3年度	90.0	90.6	99.1	99.9

1.3 市税の伸長率



平成24年度の決算額を100としたときの令和3年度の数値

市民税	固定資産税	軽自動車税 (環境性能割含む)	市たばこ税	入湯税	都市計画税
103.8	103.8	173.6	104.4	58.4	102.2

1 4 徴税費に関する調べ（年度比較）

（単位：千円）

区 分		年 度		
		令和3年度	令和2年度	
税収入額	(1) 市 税	44,195,557	48,785,571	
	(2) 個 人 の 県 民 税	9,820,305	10,091,526	
	(3) 合 計	54,015,862	58,877,097	
徴	人件費	(4) 基 本 給	267,960	282,372
		(5) 諸 手 当	232,608	249,091
		ア 超 過 勤 務 手 当	47,028	47,485
		イ 税 務 特 別 手 当	0	0
		ウ そ の 他 の 手 当	185,580	201,606
		(6) そ の 他	92,854	100,854
		(7) 小 計	593,422	632,317
税	需用費	(8) 旅 費	1,402	1,409
		(9) 賃 金	0	0
		(10) そ の 他	144,520	9,123
		(11) 小 計	145,922	10,532
費	報奨金及び これに類する 経費	(12) 納 期 前 納 付 の 報 奨 金		
		(13) 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	99	85
		(14) 納 税 奨 励 金	0	0
		(15) そ の 他	0	0
		(16) 小 計	99	85
	(17) そ の 他	29,132	174,169	
	(18) 合 計	768,575	817,103	
県税徴収 取扱費	(19) 納 税 義 務 者 数 を 基 準 に し た 金 額	354,627	355,908	
	(20) 報 奨 金 の 額 に 相 当 す る 金 額			
	(21) 合 計	354,627	355,908	
(22) 市 税 徴 収 取 扱 費	(18) - (21)	413,948	461,195	
税収入額に対する 徴税費の割合	(23) (18) / (3)	1.4%	1.4%	
	(24) (22) / (1)	0.9%	0.9%	
徴税職員数4月1日現在		80人	82人	

15 個人市民税・県民税

(1) 個人市民税・県民税の当初調定額の推移(6月末)

(単位:人・千円・%)

区 分		年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
納税義務者数	普通徴収		23,470	23,274	22,892	22,227	22,870	
	給与特別徴収		76,674	77,936	78,799	79,137	79,463	
	年金特別徴収		15,199	15,833	15,948	16,101	16,185	
	計		115,343	117,043	117,639	117,465	118,518	
税 額	市 民 税	普通徴収	均等割	84,488	84,060	82,220	80,251	82,329
		所得割	2,811,102	2,917,543	2,802,352	2,768,520	3,140,689	
		給与特別徴収	均等割	263,122	267,648	271,049	272,707	273,383
		所得割	10,623,763	10,814,138	10,934,056	10,614,533	10,849,573	
		年金特別徴収	均等割	50,357	50,885	51,416	52,084	52,482
		所得割	708,898	708,306	719,337	724,240	718,956	
		小 計	14,541,730	14,842,580	14,860,430	14,512,335	15,117,412	
	県 民 税	普通徴収	均等割	43,451	43,231	42,285	41,272	42,341
		所得割	1,884,295	1,955,101	1,878,338	1,855,870	2,105,005	
		給与特別徴収	均等割	135,324	137,651	139,400	140,252	140,601
		所得割	7,127,087	7,254,339	7,334,859	7,120,926	7,278,875	
		年金特別徴収	均等割	25,897	26,169	26,442	26,785	26,990
		所得割	475,340	474,916	482,305	485,587	482,092	
小 計		9,691,394	9,891,407	9,903,629	9,670,692	10,075,904		
市・県民税	普通徴収	均等割	127,939	127,291	124,505	121,523	124,670	
	所得割	4,695,397	4,872,644	4,680,690	4,624,390	5,245,694		
	給与特別徴収	均等割	398,446	405,299	410,449	412,959	413,984	
	所得割	17,750,850	18,068,477	18,268,915	17,735,459	18,128,448		
	年金特別徴収	均等割	76,254	77,054	77,858	78,869	79,472	
	所得割	1,184,238	1,183,222	1,201,642	1,209,827	1,201,048		
	合 計	24,233,124	24,733,987	24,764,059	24,183,027	25,193,316		
伸 び 率		101.4	102.1	100.1	97.7	104.2		
特定あん分率 (県)		39.99	39.99	39.99	39.98	39.99		

(2) 個人市民税納税義務者の内訳（当初現年分）

(単位：人)

区分 年度	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割 所得割 の者	合計
平成30年度	4,678	0	109,838	114,516
令和元年度	4,790	0	111,102	115,892
令和2年度	4,764	0	111,618	116,382
令和3年度	4,794	0	111,536	116,330
令和4年度	4,966	0	112,302	117,268

(3) 課税標準所得別納税義務者数（当初）

(単位：人)

区分 年度	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の所得者	合計
平成30年度	88,120	3,677	33	18,008	109,838
令和元年度	89,479	3,634	34	17,955	111,102
令和2年度	90,112	3,516	24	17,966	111,618
令和3年度	89,639	3,871	28	17,998	111,536
令和4年度	90,333	3,919	31	18,019	112,302

(注) 均等割のみの者を除く。

(4) 課税標準額所得割等に関する調べ(6月末)

(単位:人・千円)

年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分						
納税義務者数		109,838	111,102	111,618	111,536	112,302
総所得金額	総所得金額	367,634,034	375,010,420	377,008,430	383,436,879	395,375,709
	山林所得金額 退職所得	0	0	1,372	0	0
	分離譲渡金額等	10,376,619	12,910,885	11,246,680	11,320,061	16,295,263
	計	378,010,653	387,921,305	388,256,482	394,756,940	411,670,972
所得控除額	雑損	6,103	11,385	6,183	4,252	926
	医療費	2,595,874	2,644,949	2,603,553	2,368,177	2,545,380
	社会保険料	62,935,899	64,387,258	65,248,697	65,656,532	66,138,185
	小規模共済	991,084	1,133,594	1,237,344	1,458,003	1,646,760
	生命保険料	3,542,334	3,609,255	3,629,078	3,639,401	3,664,354
	地震保険料	266,620	275,321	287,561	298,913	318,546
	障害者	987,720	1,007,580	1,017,440	1,021,480	1,044,100
	寡婦	527,900	541,980	549,760	180,180	180,700
	寡夫	54,600	57,720	65,780		
	ひとり親				434,100	455,100
	勤労学生	2,600	3,120	7,020	2,340	3,900
	配偶者	9,383,210	8,356,090	8,119,140	8,026,800	7,773,180
	配偶者特別	573,160	1,406,470	1,470,750	1,427,820	1,423,500
	扶養	6,815,030	6,925,470	6,925,030	6,928,530	6,917,310
	同居特障加算分	195,040	189,520	183,540	185,610	181,010
	基礎	36,246,540	36,663,660	36,833,940	47,741,570	48,036,920
計	125,123,714	127,213,372	128,184,816	139,373,708	140,329,871	
課税標準額	総所得金額	242,645,071	247,909,482	248,944,477	244,154,063	255,156,343
	山林所得金額 退職所得	0	0	1,318	0	0
	分離譲渡金額等	10,241,868	12,798,451	11,125,871	11,229,169	16,184,758
	計	252,886,939	260,707,933	260,071,666	255,383,232	271,341,101
算出税額		14,860,028	15,252,290	15,261,196	14,981,135	15,790,393
税額控除額等		428,848	530,988	551,313	673,172	811,306
調整控除		216,832	218,621	219,360	220,073	220,739
配当割額・株式等譲渡所得割額 控除		33,668	24,473	23,295	30,107	29,712
所得割額		14,180,681	14,478,208	14,467,228	14,057,783	14,728,636

(5) 退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ(令和4年6月末まで)

(単位:人・千円)

年度 調定月	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額
4	69	7,759	32	5,942	49	8,253	59	12,572	42	20,063
5	221	31,419	164	23,196	145	38,457	109	14,214	184	26,226
6	34	6,475	59	14,752	34	8,193	48	7,863	42	16,327
7	39	4,521	36	7,438	30	7,532	113	13,475		
8	54	10,651	29	3,886	29	8,595	39	6,106		
9	48	8,957	36	6,761	20	10,664	32	4,217		
10	25	3,790	19	2,981	23	3,280	30	9,538		
11	29	5,232	45	7,010	29	3,193	42	5,533		
12	22	3,965	23	3,277	19	3,316	21	2,027		
1	31	4,713	33	10,041	25	4,029	18	3,104		
2	41	6,936	34	4,792	38	6,522	48	11,010		
3	30	4,638	24	2,918	33	4,440	20	2,482		
合 計	643	99,056	534	92,994	474	106,474	579	92,141	268	62,616

(6) 課税標準額段階別納税義務者数 (令和4年当初)

(単位：人)

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 者 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 者 所 得 者	譲 渡 所 得 に つ いて 分 離 課 税 し た 者	計
10万円以下	2,505	182	4	921	225	3,837
10万円超え 100万円以下	21,323	1,047	12	9,736	225	32,343
100万円超え 200万円以下	27,098	904	8	3,657	235	31,902
200万円超え 300万円以下	17,602	593	4	1,190	168	19,557
300万円超え 400万円以下	9,119	337	1	480	132	10,069
400万円超え 550万円以下	6,772	286	0	364	139	7,561
550万円超え 700万円以下	2,287	154	1	195	76	2,713
700万円超え 1,000万円以下	1,831	207	1	243	82	2,364
1,000万円超え	1,252	177	0	351	176	1,956
合 計	89,789	3,887	31	17,137	1,458	112,302
200万円以下	50,926	2,133	24	14,314	685	68,082
200万円超え 700万円以下	35,780	1,370	6	2,229	515	39,900
700万円超え	3,083	384	1	594	258	4,320

(7) 課税標準額段階別総所得金額 (令和4年当初)

(単位: 千円)

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 者 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	譲 渡 所 得 に つ いて 分 離 課 税 し た 者	計
10万円以下	1,617,891	171,029	6,518	859,818	3,831,839	6,487,095
10万円超え 100万円以下	31,219,659	1,638,780	16,978	14,235,480	2,144,987	49,255,884
100万円超え 200万円以下	69,984,521	2,377,922	18,615	9,082,542	2,078,559	83,542,159
200万円超え 300万円以下	67,726,163	2,194,102	14,956	4,338,886	1,767,107	76,041,214
300万円超え 400万円以下	46,958,912	1,630,133	4,721	2,307,596	2,060,668	52,962,030
400万円超え 550万円以下	44,747,775	1,763,509	0	2,219,840	2,387,724	51,118,848
550万円超え 700万円以下	18,973,457	1,166,427	7,891	1,519,698	1,713,016	23,380,489
700万円超え 1,000万円以下	19,178,978	2,005,223	11,042	2,409,806	1,708,915	25,313,964
1,000万円超え	25,989,823	3,779,680	0	6,578,468	7,221,318	43,569,289
合計	326,397,179	16,726,805	80,721	43,552,134	24,914,133	411,670,972
200万円以下	102,822,071	4,187,731	42,111	24,177,840	8,055,385	139,285,138
200万円超え 700万円以下	178,406,307	6,754,171	27,568	10,386,020	7,928,515	203,502,581
700万円超え	45,168,801	5,784,903	11,042	8,988,274	8,930,233	68,883,253

(8) 事業専従者に関する調べ

(単位：人・千円)

区分 年度	青色申告					事業専従者を有する白色申告者			
	青色申告 納税 義務者数	事業専従者を有する者			納税 義務者数	納税 義務者数	白色事業 専従者数		専従者 給与額
		青色事業 専従者数	専従者 給与額	納税 義務者数			配偶者	配偶者 以外	
平成25年度	6,943	1,098	304	2,813,496	1,274	94	80	19	70,877
平成26年度	6,909	1,087	313	2,816,823	1,274	93	81	70	104,660
平成27年度	7,013	1,083	325	3,029,802	1,268	91	80	26	81,800
平成28年度	7,163	1,087	309	2,884,088	1,260	91	79	60	97,940
平成29年度	7,448	1,080	300	2,789,724	1,264	88	78	19	76,580
平成30年度	7,474	1,038	284	2,693,774	1,209	86	77	21	72,729
令和元年度	7,568	998	285	2,689,655	1,171	77	66	22	64,637
令和2年度	7,345	983	259	2,560,483	1,145	76	66	11	57,631
令和3年度	7,750	987	265	2,513,326	1,149	73	61	15	53,132
令和4年度	7,855	1,001	290	2,542,586	1,179	69	58	13	50,493

16 法人市民税

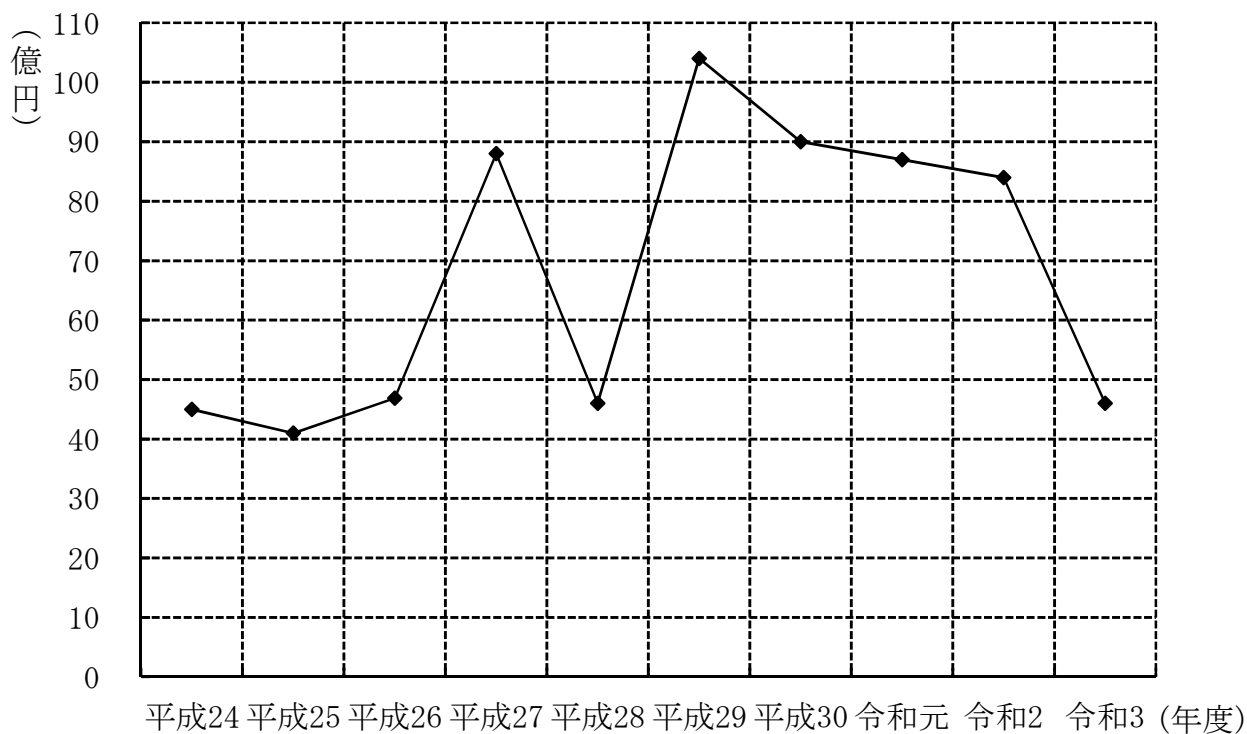
(1) 税率別調定額前年度対比表

区分・税率		年度	令和3年度	令和2年度	対前年度比	構成比
		%	千円	千円	%	%
申告区分	確定・予定	14.7	0	0	43.5	59.5
		※1 12.1	6,060	4,306,086		
		※2 8.4	2,773,509	2,078,251		
		13.5	0	0	78.8	4.4
		※1 10.9	60	150,174		
		※2 7.2	207,259	112,810		
		12.3	0	0	78.7	12.3
		※1 9.7	1,662	440,829		
		※2 6.0	574,510	291,282		
	修正・更正	14.7	179	10,543	111.3	1.8
		※1 12.1	82,414	64,015		
		※2 8.4	390	0		
		13.5	24	0	25.3	0.1
		※1 10.9	194	2,331		
		※2 7.2	372	0		
		12.3	425	357	52.6	0.1
※1 9.7		2,550	6,759			
※2 6.0		795	47			
小計			3,650,403	7,463,484	48.9	78.2
均等割			1,017,800	1,023,612	99.4	21.8
合計			4,668,203	8,487,096	55.0	100.0
納税義務者数	地方税法第三百十二条第一項	第1号法人	社 5,143	社 4,964	103.6	68.1
		第2号法人	70	70	100.0	0.9
		第3号法人	1,102	1,072	102.8	14.6
		第4号法人	126	124	101.6	1.7
		第5号法人	442	467	94.6	5.8
		第6号法人	73	71	102.8	1.0
		第7号法人	487	495	98.4	6.4
		第8号法人	36	40	90.0	0.5
		第9号法人・ 人格のない社団等	78	80	97.5	1.0
	合計			7,557	7,383	102.4

※1 平成26年10月1日以降に開始する事業年度の税率

※2 令和元年10月1日以降に開始する事業年度の税率

(2) 調定額の推移



(3) 月別調定額前年度対比表

(単位：円・件・%)

年度 月	令和3年度		令和2年度		調定額 対前年度比
	調定額	申告件数	調定額	申告件数	
4	104,078,600	611	129,494,100	583	80.4
5	229,542,200	1,379	293,680,700	1,405	78.2
6	754,233,200	1,448	942,490,900	1,389	80.0
7	886,290,400	1,058	3,761,989,000	1,113	23.6
8	228,513,100	878	302,120,500	1,028	75.6
9	169,667,900	714	188,938,300	822	89.8
10	91,160,100	735	168,758,200	866	54.0
11	1,577,006,100	1,574	2,102,048,900	1,669	75.0
12	283,072,100	935	242,738,300	713	116.6
1	63,768,100	595	123,527,200	786	51.6
2	97,559,200	776	70,785,500	743	137.8
3	183,311,700	849	160,524,600	740	114.2
計	4,668,202,700	11,552	8,487,096,200	11,857	55.0

17 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税・都市計画税に関する調べ（当初）

（単位：千円）

区分	年 度	固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額
土 地 ・ 家 屋	平成30年度	1,193,644,876	1,213,008,964
	令和元年度	1,212,167,735	1,228,016,998
	令和2年度	1,226,314,853	1,240,568,789
	令和3年度	1,198,410,527	1,214,081,935
	令和4年度	1,230,889,422	1,239,528,596
償 却 資 産	平成30年度	237,148,908	—
	令和元年度	252,056,606	—
	令和2年度	268,800,285	—
	令和3年度	245,977,488	—
	令和4年度	247,796,117	—
合 計	平成30年度	1,430,793,784	1,213,008,964
	令和元年度	1,464,224,341	1,228,016,998
	令和2年度	1,495,115,138	1,240,568,789
	令和3年度	1,444,388,015	1,214,081,935
	令和4年度	1,478,685,539	1,239,528,596

(2) 土地に関する概要調書

区分 地目	地積				決定価格				筆数				単位当たり価格		
	非課税地積 (㎡) (イ)	評価総地積 (㎡) (ロ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ハ)	法定免税点 以上のもの (㎡) (ニ)	総額 (千円) (ホ)	法定免税点未 満のもの (千円) (ヘ)	法定免税点 以上のもの (千円) (ト)	(ト)に係る 課税標準額 (千円) (チ)	非課税地 筆数 (筆) (リ)	評価総 筆数 (筆) (ヌ)	法定免税点 未満のもの (筆) (ル)	法定免税点 以上のもの (筆) (ヲ)	平均価格 (円/㎡) (ワ)	最高価格 (円/㎡) (カ)	
田	一般田	107,200	4,489,506	311,021	4,178,485	447,969	30,791	417,178	417,178	240	7,081	528	6,553	100	113
	勸告遊休田														
	介在田等	13	166,241		166,241	5,171,576		5,171,576	1,398,963	1	602		602	31,109	79,100
畑	一般畑	101,828	7,070,489	773,643	6,296,846	445,864	48,223	397,641	397,581	253	13,590	1,705	11,885	63	81
	勸告遊休畑														
	介在畑等	120,863	668,809	48	668,761	30,596,323	1,346	30,594,977	10,098,568	149	2,292	3	2,289	45,747	154,000
宅地	小規模住宅用地		10,961,171	4,373	10,956,798	689,048,730	173,476	688,875,254	114,662,329		72,042	355	71,687	62,863	523,480
	一般住宅用地		3,297,637	1,117	3,296,520	147,418,508	28,510	147,389,998	49,082,902		25,755	147	25,608	44,704	347,320
	商業地等 (非住宅用地)		7,723,593	20	7,723,573	464,720,025	1,407	464,718,618	280,207,412		10,400	11	10,389	60,169	770,851
	計	2,516,397	21,982,401	5,510	21,976,891	1,301,187,263	203,393	1,300,983,870	443,952,643	2,630	108,197	513	107,684	59,192	770,851
塩田															
鉱泉地		20		20	458		458	458		6		6	22,900	32,542	
池沼															
山林	一般山林	2,452,355	14,170,994	1,419,737	12,751,257	413,267	45,359	367,908	367,908	1,243	9,565	1,724	7,841	29	44
	介在山林	593	13,292	13	13,279	135,009	81	134,928	93,239	3	54	1	53	10,157	32,068
牧場		25,658		25,658	11,931		11,931	11,931		32		32	465	465	
原野	740	319,609	10,464	309,145	5,216	239	4,977	4,977	7	135	16	119	16	25	
雑種地	ゴルフ場の用地	17,101	3,681,992		3,681,992	10,497,508		10,497,508	7,347,951	79	2,663		2,663	2,851	17,300
	遊園地等の用地	687,037													
	鉄軌道用地 (単体利用)		35,761		35,761	886,875		886,875	556,920	619	62		62	24,800	66,000
	鉄軌道用地 (複合利用)		23,355		23,355	4,487,203		4,487,203	2,749,266	32	32		32	192,130	382,412
	その他の雑種地	1,186,522	4,878,149	118,036	4,760,113	152,712,039	104,642	152,607,397	101,153,049	2,932	14,987	1,379	13,608	31,305	397,465
	計	1,890,660	8,619,257	118,036	8,501,221	168,583,625	104,642	168,478,983	111,807,186	3,630	17,744	1,379	16,365	19,559	397,465
その他	18,488,556									80,948					
合計	25,679,205	57,526,276	2,638,472	54,887,804	1,506,998,501	434,074	1,506,564,427	568,550,632	89,104	159,298	5,869	153,429	26,197		

(3) 宅地に関する調べ

地区別	区分	地積 (㎡)	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆数 (筆)	単位当たり価格	
						平均価格 $\frac{(ロ)}{(イ)}$ (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)
商業地区	繁華街	0	0	0	0	0	0
	高度商業区Ⅰ	0	0	0	0	0	0
	高度商業区Ⅱ	90,215	33,122,492	18,846,052	311	367,151	770,851
	普通商業区	649,214	73,238,459	38,303,671	1,547	112,811	347,320
	計	739,429	106,360,951	57,149,723	1,858		
住宅地区	併用住宅区	1,634,004	129,258,680	53,757,562	6,827	79,105	201,004
	高級住宅区	0	0	0	0	0	0
	普通住宅区	11,565,899	731,186,473	167,430,431	77,448	63,219	177,100
	計	13,199,903	860,445,153	221,187,993	84,275		
工業地区	大地工場区	2,700,249	145,137,588	74,330,244	646	53,750	85,640
	中小工場区	1,958,640	114,275,132	65,638,787	2,890	58,344	111,168
	家内工業区	0	0	0	0	0	0
	計	4,658,889	259,412,720	139,969,031	3,536		
村落地区	集団地区	1,671,905	40,376,068	12,396,141	9,453	24,150	41,000
	村落地区	1,651,451	34,110,397	13,070,140	8,372	20,655	35,520
	計	3,323,356	74,486,465	25,466,281	17,825		
	観光地区	0	0	0	0	0	0
	農業用施設の用に供する宅地	55,314	278,581	179,615	189	5,036	5,112
	生産緑地地区内の宅地	0	0	0	0	0	0
	合計	21,976,891	1,300,983,870	443,952,643	107,683		

(4) 家屋に関する概要調書

区	分	所有者数 (人)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	1㎡当たり価格 (円)
木 造	総 数		53,265	5,679,851	164,533,340	28,968
	法定免税点 未満のもの		1,363	41,626	73,186	1,758
	法定免税点 以上のもの		51,902	5,638,225	164,460,154	29,169
木 造 以 外	総 数		17,622	9,689,752	500,018,029	51,603
	法定免税点 未満のもの		214	4,044	20,156	4,984
	法定免税点 以上のもの		17,408	9,685,708	499,997,873	51,622
合 計	総 数	67,955	70,887	15,369,603	664,551,369	43,238
	法定免税点 未満のもの	1,305	1,577	45,670	93,342	2,044
	法定免税点 以上のもの	66,650	69,310	15,323,933	664,458,027	43,361

〈参考〉

実際免税点の額	200,000
---------	---------

(5) 償却資産に関する概要調書

納税義務者数に関する調べ

納税義務者数	個人	1,830
	法人	5,546
	計	7,376

総括表

種類	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			法第349条の3、法附則第15条の規定の適用を受けるもの (千円)(イ)	(イ)以外のもの (千円)(ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	63,247,434	63,048,420	406,289	62,642,131
	機 械 及 び 装 置	94,139,498	93,068,930	105,735	92,963,195
	船 舶	5,782	5,782	0	5,782
	航 空 機	0	0	0	0
	車 輛 及 び 運 搬 具	1,273,762	1,273,762	0	1,273,762
	工 具 、 器 具 及 び 備 品	62,352,395	62,228,170	89,697	62,138,473
	小 計 (ハ)	221,018,871	219,625,064	601,721	219,023,343
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	26,370,140	25,501,136		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	4,078,356	2,669,917		
	小 計 (ニ)	30,448,496	28,171,053		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)					
合 計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	251,467,367	247,796,117			
内 訳	市 町 村 分 の 額		247,796,117		
	道 府 県 分 の 額				

市町村長が価格等を決定したもののうち、法第349条の3又は法附則第15条若しくは第64条の規定の適用を受けるものに関する調べ

区 分	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
法第349条の3	第2項	190
	第9項	9,828
	第19項	29,785
	第20項	227,064
	旧第18項	1,885
法附則第15条	第2項	89,945
	第31項	7,235
	第33項	118,475
	第38項	325
	旧第3項	16,597
	旧第7項	500
	旧第31項	415,716
	旧第41項	643,694
旧第43項	98,651	
法附則第64条	335,638	0
合 計	1,995,528	601,721

(6) 土地の年度別構成比

(単位：%)

年度	区分					評価総地積 (千㎡)
	田	畑	宅地	山林	その他	
平成25年度	8.9	14.3	36.4	25.4	15.0	58,524
平成26年度	8.9	14.2	36.5	25.4	15.0	58,401
平成27年度	8.7	14.1	36.7	25.3	15.2	58,350
平成28年度	8.7	14.2	37.2	24.7	15.2	57,743
平成29年度	8.6	14.1	37.4	24.7	15.2	57,754
平成30年度	8.6	14.0	37.4	24.7	15.3	57,795
令和元年度	8.4	13.9	37.7	24.7	15.3	57,635
令和2年度	8.4	13.7	37.8	24.8	15.3	57,635
令和3年度	8.2	13.7	37.9	24.7	15.5	57,578
令和4年度	8.0	13.4	38.2	24.6	15.8	57,526

(7) 家屋の棟数及び床面積調べ

(各年度1月現在)

年度	区分			総床面積 (㎡)		
	計	木造	木造以外	計	木造	木造以外
平成25年度	68,314	51,429	※ 16,885	14,334,287	5,321,152	9,013,135
平成26年度	68,917	51,749	※ 17,168	14,557,171	5,372,743	9,184,428
平成27年度	69,349	52,078	※ 17,271	14,661,105	5,431,200	9,229,905
平成28年度	69,527	52,210	※ 17,317	14,773,963	5,459,993	9,313,970
平成29年度	69,929	52,500	※ 17,429	14,814,442	5,510,181	9,304,261
平成30年度	70,206	52,725	※ 17,481	14,926,322	5,553,557	9,372,765
令和元年度	70,317	52,828	※ 17,489	15,087,521	5,583,040	9,504,481
令和2年度	70,558	52,995	※ 17,563	15,202,150	5,619,464	9,582,686
令和3年度	70,765	53,153	※ 17,612	15,291,653	5,654,195	9,637,458
令和4年度	70,887	53,265	※ 17,622	15,369,603	5,679,851	9,689,752

※ 区分所有されている共同住宅などについては、居室数でなく、1つの建物を1棟とした。

18 軽自動車税

(1) 軽自動車税（種別割）に関する調べ（当初）

令和4年4月1日現在（単位：台・円）

車種	区分		賦課期日現在台数			非課税台数	減免台数	差引課税台数	税率	調定額
			一般	官公署	計					
原動機付自転車	50cc以下		10,641	14	10,655	14	0	10,641	2,000	21,282,000
	50cc超 90cc以下		872	3	875	3	0	872	2,000	1,744,000
	90cc超 125cc以下		4,926	46	4,972	46	3	4,923	2,400	11,815,200
	ミニカー		271	0	271	0	1	270	3,700	999,000
	小計		16,710	63	16,773	63	4	16,706		35,840,200
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車 (側車付のものを含む)		4,169	11	4,180	11	4	4,165	3,600	14,994,000
	三輪車		9	0	9	0	0	9		41,400
	四輪	乗用	営業用	0	0	0	0	0		0
			自家用	34,230	14	34,244	14	438	33,792	
		米軍	1	0	1	0	0	1		3,000
	貨物用	営業用	1,102	0	1,102	0	2	1,100		4,034,700
		自家用	10,008	40	10,048	40	60	9,948		50,604,000
	農耕用		1,470	3	1,473	3	0	1,470	2,400	3,528,000
	特殊作業用		373	2	375	2	0	373	5,900	2,200,700
	小計		51,362	70	51,432	70	504	50,858		416,633,600
二輪の小型自動車		4,005	38	4,043	38	1	4,004	6,000	24,024,000	
合計		72,077	171	72,248	171	509	71,568		476,497,800	

※P.37 (2) 軽自動車税に関する調べ（当初、三輪・四輪内訳）参照

(注) 表中「米軍」は「厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に基づき課税したもの

(2) 軽自動車税(種別割)に関する調べ(当初、三輪・四輪内訳)

令和4年4月1日現在(単位:台・円)

区分		賦課期日現在台数			非課税台数	減免台数	差引課税台数	税率	調定額		
		一般	官公署	計							
三輪	標準税率(新税率)	0	0	0	0	0	0	3,900	0		
	旧税率	0	0	0	0	0	0	3,100	0		
	重課税率	9	0	9	0	0	9	4,600	41,400		
	軽課税率(75%軽減)	0	0	0	0	0	0	1,000	0		
	軽課税率(50%軽減)	0	0	0	0	0	0	2,000	0		
	軽課税率(25%軽減)	0	0	0	0	0	0	3,000	0		
	小計	9	0	9	0	0	9		41,400		
四輪	営業用	標準税率(新税率)	0	0	0	0	0	0	6,900	0	
		旧税率	0	0	0	0	0	0	5,500	0	
		重課税率	0	0	0	0	0	0	8,200	0	
		軽課税率(75%軽減)	0	0	0	0	0	0	1,800	0	
		軽課税率(50%軽減)	0	0	0	0	0	0	3,500	0	
		軽課税率(25%軽減)	0	0	0	0	0	0	5,200	0	
	乗用	自家用	標準税率(新税率)	15,139	8	15,147	8	202	14,937	10,800	161,319,600
			旧税率	11,256	3	11,259	3	147	11,109	7,200	79,984,800
			重課税率	7,835	3	7,838	3	89	7,746	12,900	99,923,400
			軽課税率(75%軽減)	0	0	0	0	0	0	2,700	0
			軽課税率(50%軽減)	0	0	0	0	0	0	5,400	0
			軽課税率(25%軽減)	0	0	0	0	0	0	8,100	0
	米軍	特例	1	0	1	0	0	1	3,000	3,000	
	貨物	営業用	標準税率(新税率)	539	0	539	0	0	539	3,800	2,048,200
			旧税率	348	0	348	0	1	347	3,000	1,041,000
			重課税率	210	0	210	0	1	209	4,500	940,500
			軽課税率(75%軽減)	5	0	5	0	0	5	1,000	5,000
			軽課税率(50%軽減)	0	0	0	0	0	0	1,900	0
			軽課税率(25%軽減)	0	0	0	0	0	0	2,900	0
		自家用	標準税率(新税率)	4,184	21	4,205	21	14	4,170	5,000	20,850,000
			旧税率	2,475	2	2,477	2	18	2,457	4,000	9,828,000
重課税率			3,349	17	3,366	17	28	3,321	6,000	19,926,000	
軽課税率(75%軽減)			0	0	0	0	0	0	1,300	0	
軽課税率(50%軽減)			0	0	0	0	0	0	2,500	0	
軽課税率(25%軽減)			0	0	0	0	0	0	3,800	0	
小計	45,341	54	45,395	54	500	44,841		395,869,500			
合計	45,350	54	45,404	54	500	44,850		395,910,900			

(注) 表中「米軍」は「厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に基づき課税したもの

(3) 軽自動車税(種別割) 車種別台数及び調定額の推移(当初)

(単位:台・円・%)

車種	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度			
		台数	対前年度比	台数	対前年度比	台数	対前年度比	構成比	
原動機付自転車	50cc以下	11,192	82.3	10,789	96.4	10,641	98.6	14.9	
		22,384,000	164.6	21,578,000	96.4	21,282,000	98.6	4.5	
	50cc超90cc以下	834	88.1	841	100.8	872	103.7	1.2	
		1,668,000	146.8	1,682,000	100.8	1,744,000	103.7	0.4	
	90cc超125cc以下	4,503	121.1	4,682	104.0	4,923	105.1	6.9	
		10,807,200	181.7	11,236,800	104.0	11,815,200	105.1	2.5	
	ミニカー	237	100.0	252	106.3	270	107.1	0.4	
		876,900	148.0	932,400	106.3	999,000	107.1	0.2	
	小計	16,766	90.6	16,564	98.8	16,706	100.9	23.4	
		35,736,100	168.0	35,429,200	99.1	35,840,200	101.2	7.6	
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車 (側車付きのものを含む)	4,016	103.1	4,052	100.9	4,165	102.8	5.8	
		14,457,600	154.7	14,587,200	100.9	14,994,000	102.8	3.1	
	三輪車	8	88.9	8	100.0	9	112.5	0.0	
		35,300	126.5	36,800	104.2	41,400	112.5	0.0	
	四輪車	営業用	0	—	0	—	0	—	0.0
			0	—	0	—	0	—	0.0
		乗用 自家用	32,797	110.8	33,307	101.6	33,792	101.5	47.2
			309,873,900	145.4	324,417,600	104.7	341,227,800	105.2	71.7
		米軍	0	—	1	皆増	1	100.0	0.0
			0	—	3,000	皆増	3,000	100.0	0.0
	貨物用 自家用	805	150.5	969	120.4	1,100	113.5	1.5	
		2,871,000	178.9	3,520,000	122.6	4,034,700	114.6	0.8	
		9,605	97.5	9,701	101.0	9,948	102.5	13.9	
	農耕用	47,544,800	120.7	48,686,200	102.4	50,604,000	103.9	10.6	
1,445		104.1	1,452	100.5	1,470	101.2	2.1		
3,468,000		156.2	3,484,800	100.5	3,528,000	101.2	0.7		
350		120.7	366	104.6	373	101.9	0.5		
特殊作業用	2,065,000	151.5	2,159,400	104.6	2,200,700	101.9	0.5		
	49,026	107.6	49,856	101.7	50,858	102.0	71.0		
小計	380,315,600	142.4	396,895,000	104.4	416,633,600	105.0	87.4		
	3,808	102.6	3,874	101.7	4,004	103.4	5.6		
二輪の小型自動車	22,848,000	154.0	23,244,000	101.7	24,024,000	103.4	5.0		
	69,600	102.7	70,294	101.0	71,568	101.8	100.0		
合計	438,899,700	144.7	455,568,200	103.8	476,497,800	104.6	100.0		

(注) 表中「米軍」は「厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に基づき課税したもの

(4) 軽自動車税環境性能割月別調定額（令和4年8月末まで）

(単位：円)

年度 月	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4	1,673,000	1,754,200	4,850,800
5	1,977,500	2,891,200	5,572,200
6	1,499,600	1,913,300	3,181,700
7	1,067,300	1,580,400	2,968,200
8	2,194,400	2,104,600	3,795,200
9	1,745,400	2,132,400	
10	1,599,000	2,130,700	
11	2,141,100	1,832,100	
12	2,211,400	2,777,400	
1	2,411,600	2,156,900	
2	1,384,300	1,416,300	
3	1,527,400	3,575,900	
計	21,432,000	26,265,400	20,368,100

19 市たばこ税に関する調べ

上欄…調定額（円）、下欄…前月売上本数（本）

年度 申告月	令和元年度	対前年度比 (%)	令和2年度	対前年度比 (%)	令和3年度	対前年度比 (%)
4	152,974,587	104.5	146,049,860	95.5	159,867,416	109.5
	27,109,940	96.0	25,658,795	94.6	26,113,593	101.8
5	154,137,050	104.9	137,779,062	89.4	154,067,506	111.8
	27,311,605	97.2	24,205,738	88.6	25,166,205	104.0
6	164,877,549	112.8	139,469,675	84.6	148,400,683	106.4
	29,214,449	104.4	24,502,754	83.9	24,240,556	98.9
7	145,545,680	96.7	147,033,935	101.0	157,135,363	106.9
	25,789,863	89.5	25,831,682	100.2	25,667,325	99.4
8	164,763,753	110.4	155,736,670	94.5	154,509,061	99.2
	29,194,213	102.2	27,360,624	93.7	25,238,331	92.2
9	154,752,977	97.0	146,255,911	94.5	151,229,207	103.4
	27,409,048	89.7	25,694,995	93.7	24,702,582	96.1
10	167,514,202	87.6	193,427,530	115.5	201,106,151	104.0
	29,594,681	81.0	33,982,349	114.8	32,849,747	96.7
11	141,081,667	113.4	118,599,870	84.1	126,442,136	106.6
	24,785,743	112.1	19,368,910	78.1	19,297,780	99.6
12	147,774,185	103.3	140,696,814	95.2	153,653,599	109.2
	25,961,733	102.4	22,982,165	88.5	23,451,404	102.0
1	153,162,958	96.3	155,162,384	101.3	178,313,340	114.9
	26,908,461	95.5	25,345,048	94.2	27,215,101	107.4
2	149,705,194	108.3	137,850,525	92.1	147,103,478	106.7
	26,300,983	107.3	22,517,237	85.6	22,451,691	99.7
3	137,653,095	98.7	135,568,419	98.5	145,548,551	107.4
	24,183,608	97.9	22,144,466	91.6	22,214,370	100.3
手持品 課税	182,930		6,314,072		6,281,833	
	108,140		14,684,041		14,608,996	
計	1,834,125,827	101.8	1,759,944,727	96.0	1,883,658,324	107.0
	323,872,467	92.3	314,278,804	97.0	313,217,681	99.7

区分 年度	売り渡し本数 (本)	税 率	税 額 (円)
H28年度	396,974,534	[令和元年10月からの売渡分] ・製造たばこ千本につき5,692円 [令和2年10月1日からの売上分] ・製造たばこ千本につき6,122円 [令和3年10月1日からの売上分] ・製造たばこ千本につき6,552円	2,044,611,990
H29年度	363,554,312		1,882,983,111
H30年度	350,706,953		1,801,439,181
R元年度	323,872,467		1,834,125,827
R2年度	314,278,804		1,759,944,727
R3年度	313,217,681		1,883,658,324

20 入湯税に関する調べ

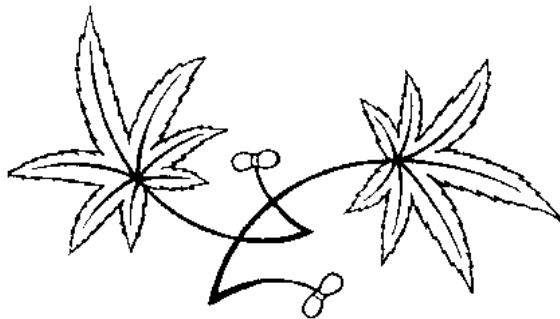
区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
税率	1人1日につき150円	1人1日につき150円	1人1日につき150円
課税対象入湯客数	35,704人	15,733人	16,211人
課税対象入湯客数 (1箇月平均)	2,975人	1,311人	1,351人
特別徴収義務者数	飯山地区 2軒	飯山地区 2軒	飯山地区 1軒
	七沢地区 7軒	七沢地区 7軒	七沢地区 7軒
	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒
	計 10軒	計 10軒	計 9軒

○月別調定額の推移

(単位：円・%)

年度 \ 調定月	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比
4	555,150	118.0	181,800	32.7	186,900	102.8
5	473,850	108.7	39,450	8.3	147,450	373.8
6	510,900	119.2	37,200	7.3	166,200	446.8
7	406,950	98.4	75,900	18.7	100,650	132.6
8	396,450	118.6	137,700	34.7	152,550	110.8
9	612,300	95.2	300,900	49.1	204,450	67.9
10	367,800	97.8	269,400	73.2	131,100	48.7
11	382,200	86.1	319,350	83.6	180,000	56.4
12	497,850	93.8	388,800	78.1	315,150	81.1
1	444,600	87.7	327,150	73.6	351,000	107.3
2	435,150	93.9	151,500	34.8	302,400	199.6
3	272,400	65.7	130,800	48.0	193,800	148.2
合計	5,355,600	98.1	2,359,950	44.1	2,431,650	103.0

第 3 章 納税



市の木 もみじ

(昭和 44 年 2 月 1 日制定)

もみじ（カエデ科）

日本全土に生育する落葉の広葉高木で、葉の形は人の手に似ており、土質としては中位の湿気を好み、本市の土壌にも適しています。

また、種類が豊富で移植も容易なことから用途も広く、種類によっては主木として家庭向又は街路樹として、あるいは山に植栽し景観を引き立てるのにも適しています。

2 1 市税収入実績調べ

令和3年度

(単位：円)

税 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 入 歩 合		前年度対調定 (%)	
						対予算 (%)	対調定 (%)		
現 年 度	市 民 税	18,736,000,000	19,398,178,120	19,259,560,879	249,503	138,367,738	102.79	99.29	99.28
内 訳	個 人	14,130,000,000	14,729,975,420	14,598,812,608	249,503	130,913,309	103.32	99.11	99.24
	法 人	4,606,000,000	4,668,202,700	4,660,748,271	0	7,454,429	101.19	99.84	99.35
内 訳	固 定 資 産 税	19,420,386,000	19,897,871,000	19,848,546,160	0	49,324,840	102.20	99.75	99.51
	土 地 ・ 家 屋	16,065,386,000	16,410,348,100	16,361,492,760	0	48,855,340	101.84	99.70	99.59
	償 却 資 産	3,262,000,000	3,393,239,900	3,392,770,400	0	469,500	104.01	99.99	99.14
内 訳	国 有 資 産 交 付 金	93,000,000	94,283,000	94,283,000	0	0	101.38	100.00	100.00
	軽 自 動 車 税	487,646,000	480,417,800	475,339,913	0	5,077,887	97.48	98.94	98.86
内 訳	種 別 割	446,899,000	454,152,400	449,074,513	0	5,077,887	100.49	98.88	98.81
	環 境 性 能 割	40,747,000	26,265,400	26,265,400	0	0	64.46	100.00	100.00
分	市 た ば こ 税	1,873,064,000	1,883,658,324	1,883,658,324	0	0	100.57	100.00	100.00
	都 市 計 画 税	2,356,029,000	2,405,568,900	2,398,377,267	0	7,191,633	101.80	99.70	99.59
	入 湯 税	2,377,000	2,431,650	2,431,650	0	0	102.30	100.00	100.00
	計	42,875,502,000	44,068,125,794	43,867,914,193	249,503	199,962,098	102.31	99.55	99.41
滞 納	市 民 税	153,201,000	257,220,251	197,137,552	17,162,255	42,920,444	128.68	76.64	74.11
	内 訳	個 人	119,385,000	190,488,404	143,926,952	16,207,088	30,354,364	120.56	75.56
内 訳	法 人	33,816,000	66,731,847	53,210,600	955,167	12,566,080	157.35	79.74	31.31
	固 定 資 産 税	99,820,000	226,501,471	114,380,661	5,693,779	106,427,031	114.59	50.50	39.08
内 訳	土 地 ・ 家 屋	78,597,000	187,177,452	79,406,433	5,649,779	102,121,240	101.03	42.42	39.38
	償 却 資 産	21,223,000	39,324,019	34,974,228	44,000	4,305,791	164.79	88.94	30.82
越 分	軽 自 動 車 税	5,470,000	12,054,142	4,458,365	563,137	7,032,640	81.51	36.99	40.80
	市 た ば こ 税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	都 市 計 画 税	11,203,000	27,501,934	11,667,166	830,068	15,004,700	104.14	42.42	39.38
	入 湯 税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	計	269,696,000	523,277,798	327,643,744	24,249,239	171,384,815	121.49	62.61	56.25
	市 税 総 計	43,145,198,000	44,591,403,592	44,195,557,937	24,498,742	371,346,913	102.43	99.11	98.97
	前 年 度 同 期	47,943,529,000	49,292,402,486	48,785,571,061	41,138,356	465,693,069	101.76	98.97	98.81

2 1 市税収入実績調べ

令和2年度

(単位：円)

税目	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度対調定 (%)	
						対予算 (%)	対調定 (%)		
現 年 度	市民税	22,788,000,000	23,570,631,302	23,399,905,657	57,910	170,667,735	102.69	99.28	99.25
内 訳	個人	14,360,000,000	15,083,535,102	14,968,330,285	57,910	115,146,907	104.24	99.24	98.87
	法人	8,428,000,000	8,487,096,200	8,431,575,372	0	55,520,828	100.04	99.35	99.91
内 訳	固定資産税	20,146,000,000	20,550,108,900	20,448,767,362	26,961	101,314,577	101.50	99.51	99.61
	土地・家屋	16,631,000,000	16,758,685,500	16,689,286,262	26,961	69,372,277	100.35	99.59	99.53
	償却資産	3,422,000,000	3,696,387,800	3,664,445,500	0	31,942,300	107.08	99.14	99.97
内 訳	国有資産交付金	93,000,000	95,035,600	95,035,600	0	0	102.19	100.00	100.00
	軽自動車税	474,784,000	458,678,700	453,459,970	6,000	5,212,730	95.51	98.86	98.54
内 訳	種別割	434,305,000	437,246,700	432,027,970	6,000	5,212,730	99.48	98.81	98.52
	環境性能割	40,479,000	21,432,000	21,432,000	0	0	52.95	100.00	100.00
分	市たばこ税	1,902,385,000	1,759,944,727	1,759,944,727	0	0	92.51	100.00	100.00
	都市計画税	2,429,000,000	2,449,221,700	2,439,079,250	3,939	10,138,511	100.41	99.59	99.53
	入湯税	5,550,000	2,359,950	2,359,950	0	0	42.52	100.00	100.00
	計	47,745,719,000	48,790,945,279	48,503,516,916	94,810	287,333,553	101.59	99.41	99.44
滞 納 繰 越 分	市民税	113,358,000	244,799,554	181,429,917	29,583,650	33,785,987	160.05	74.11	59.84
	個人	108,619,000	225,115,615	175,267,717	27,233,430	22,614,468	161.36	77.86	62.40
内 訳	法人	4,739,000	19,683,939	6,162,200	2,350,220	11,171,519	130.03	31.31	25.68
	固定資産税	70,804,000	213,155,010	83,307,560	9,367,206	120,480,244	117.66	39.08	28.58
内 訳	土地・家屋	67,821,000	205,856,771	81,057,940	9,094,906	115,703,925	119.52	39.38	28.70
	償却資産	2,983,000	7,298,239	2,249,620	272,300	4,776,319	75.41	30.82	25.42
内 訳	軽自動車税	3,892,000	13,158,460	5,368,376	752,872	7,037,212	137.93	40.80	37.51
	市たばこ税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	100.00
	都市計画税	9,754,000	30,344,183	11,948,292	1,339,818	17,056,073	122.50	39.38	28.70
内 訳	入湯税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	計	197,810,000	501,457,207	282,054,145	41,043,546	178,359,516	142.59	56.25	43.37
	市税総計	47,943,529,000	49,292,402,486	48,785,571,061	41,138,356	465,693,069	101.76	98.97	98.81
	前年度同期	47,253,558,000	49,171,715,435	48,584,336,479	90,510,320	496,868,636	102.82	98.81	98.74

2.2 督促状発送状況調べ

(単位：件・%)

区 分 税 目		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合
市県民税	普通徴収	25,622	15.62	25,736	16.09	23,252	14.29	22,259	14.02
	特別徴収	6,605	3.02	6,473	2.94	6,028	2.72	5,841	2.64
法人市民税		388	4.07	348	3.44	442	4.36	457	4.45
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)		31,407	8.20	33,101	8.48	31,695	8.20	30,766	7.94
固定資産税 (償却資産)									
軽自動車税		9,199	16.71	9,110	17.97	8,571	16.91	7,680	15.09
合 計		73,221	8.69	74,768	8.99	69,988	8.42	67,003	8.08

(注) 割合 $\frac{\text{督促状発送件数}}{\text{納税通知書発送件数}} \times 100$

23 滞納処分執行状況調べ

(単位：件・円)

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
区 分					
電話加入 権差押	件 数	0	0	0	0
	税 額	0	0	0	0
不動産 差 押	件 数	145	201	160	138
	税 額	75,409,986	123,148,705	95,387,518	58,078,117
動産差押	件 数	72	93	67	72
	税 額	55,026,714	65,146,310	42,546,940	56,540,678
債権差押	件 数	1,803	3,522	2,247	2,408
	税 額	624,491,107	1,096,228,919	814,747,637	632,652,048
参加差押 (電話加入権 不動産 動 産)	件 数	62	77	68	37
	税 額	33,673,966	43,706,396	63,235,548	16,077,112
交付要求 〔不動産〕	件 数	152	202	120	148
	税 額	73,679,236	53,234,582	43,513,460	30,152,326
合 計	件 数	2,234	4,095	2,662	2,803
	税 額	862,281,009	1,381,464,912	1,059,431,103	793,500,281

第 4 章 その他の資料

24 市税証明等発行件数

(単位：件)

種類		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市県民税課税証明 (所得証明)	本庁		19,040	16,992	14,513	14,996
	連絡所		11,945	9,728	8,421	7,868
	合計		30,985	26,720	22,934	22,864
各種市税納税証明	本庁		4,837	4,294	4,026	4,150
	連絡所		1,307	1,108	875	752
	合計		6,144	5,402	4,901	4,902
*軽自動車税 車検用納税証明	本庁		1,082	1,133	1,061	1,095
	連絡所		2,770	2,787	2,738	2,953
	合計		3,852	3,920	3,799	4,048
法人所在証明		本庁	225	160	155	136
固定資産	各種証明	本庁	7,436	7,278	7,190	7,584
		連絡所	1,114	971	1,033	1,107
		合計	8,550	8,249	8,223	8,691
	住宅用家屋証明	本庁	1,009	1,010	1,343	1,173
*手数料免除分 (生活扶助者、 特別学校就学支援、 公用請求)		合計				717
証明発行総合計			50,765	45,461	41,355	42,531

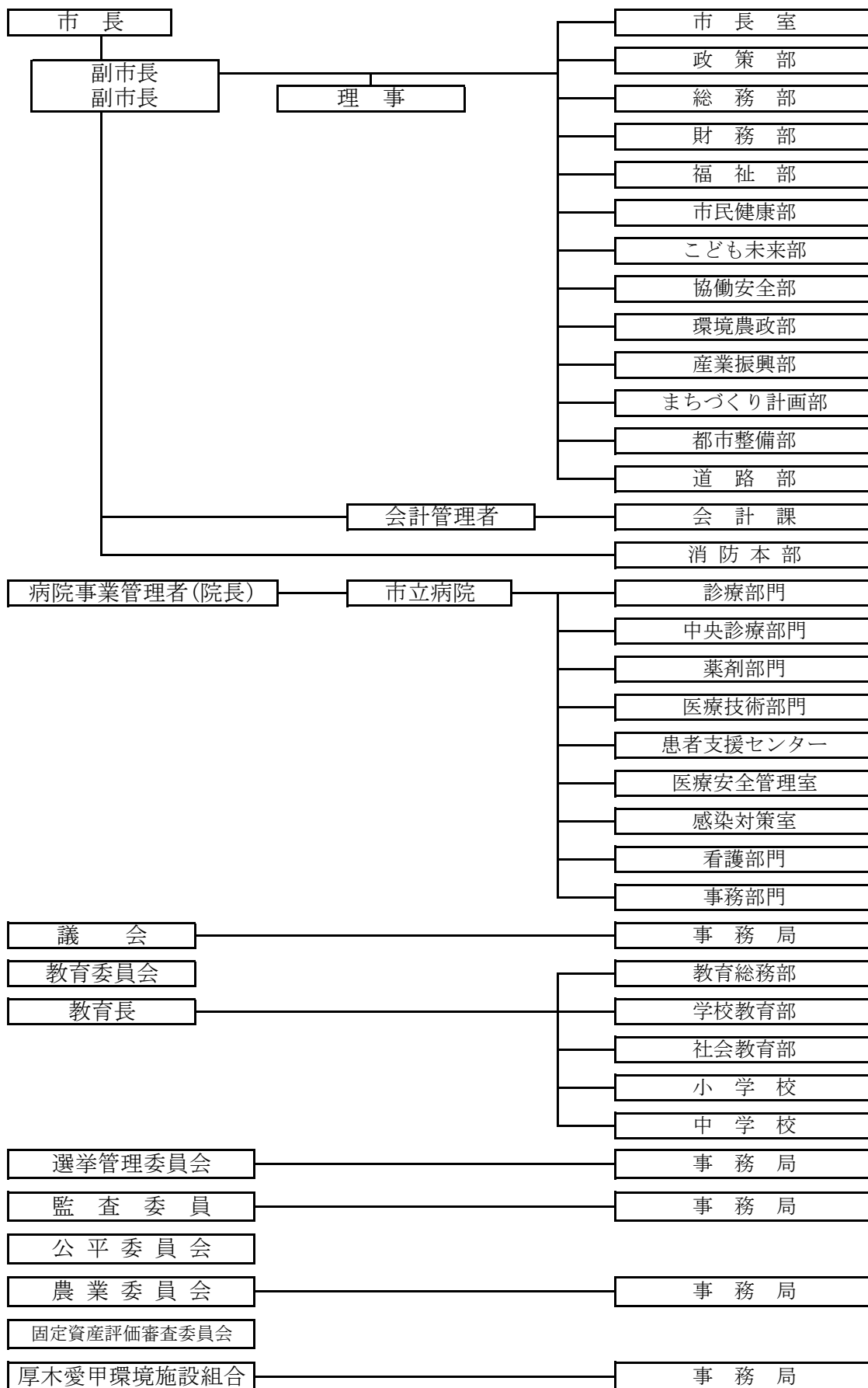
注 「連絡所」は各地区市民センター及び連絡所の発行件数。

注 *は「手数料免除分」で、本庁と連絡所の合計件数。令和3年度から集計開始。

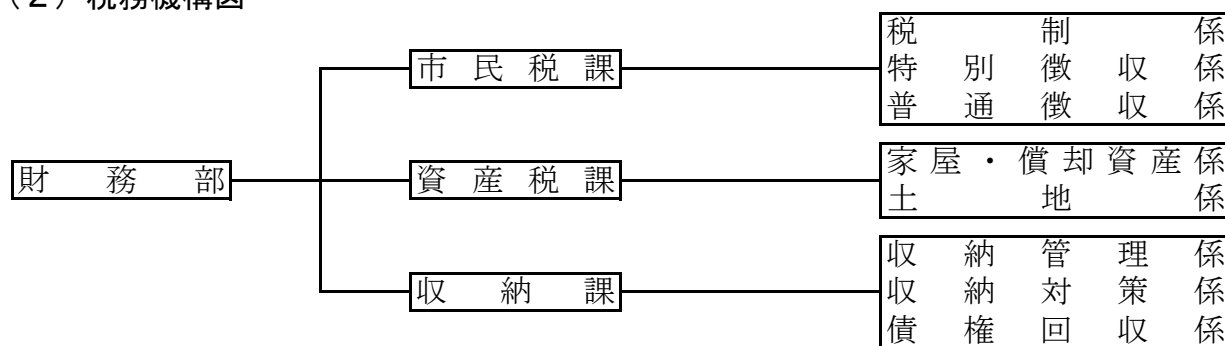
25 行政機構と税務事務分掌

令和4年4月1日現在

(1) 行政機構図



(2) 税務機構図



(3) 税務事務分掌

【市民税課】

税制係 特別徴収係 普通徴収係

- (1) 税制に関する事。
- (2) 市税歳入計画に関する事。
- (3) 市民税、県民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関する事。
- (4) 市税に係る諸統計に関する事。
- (5) 営業の開廃業に関する事。
- (6) 市税(固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税を除く。)の審査請求に関する事。
- (7) 自動車臨時運行許可に関する事。
- (8) 市税及び納税に係る証明に関する事。
- (9) 特別徴収義務者の指定に関する事。
- (10) 特別徴収に係る取扱金融機関の指定に関する事。
- (11) 給与支払報告書に関する事。
- (12) 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関する事。

【資産税課】

家屋・償却資産係 土地係

- (1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関する事。
- (2) 固定資産の評価及び価格の決定に関する事。
- (3) 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関する事。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
- (5) 市税(固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に限る。)の審査請求に関する事。

【収納課】

収納管理係 収納対策係 債権回収係

- (1) 市税及び県民税の徴収に関する事。
- (2) 市税及び県民税の窓口収納及び収納管理に関する事。
- (3) 過誤納金の還付及び充当に関する事。
- (4) 納税貯蓄組合等の指導育成に関する事。
- (5) 納税思想の普及及び啓発に関する事。
- (6) 市税及び県民税の滞納処分及び欠損処分に関する事。
- (7) 市税及び県民税の徴収の嘱託及び受託に関する事。
- (8) 市税及び県民税の納税奨励に関する事。
- (9) 納税相談に関する事。
- (10) 市税以外の公金滞納分(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料に係るものに限る。)の徴収及び滞納処分(他課の所属に属するものを除く。)に関する事。
- (11) 市営住宅の家賃及び使用料の滞納分(他課の所管に属するものを除く。)の徴収に関する事。

26 税務職員係別人員調べ

(令和4年10月1日現在)

部課名	課長	係名	主幹	副主幹	主査	主任	主事	主事補	係別計	計
財	市民税課	税制係	1 (兼係長)	1	1	1	2	1	7	24
		特別徴収係	1 (兼係長)	1	3	-	1	2	8	
		普通徴収係	1 (兼係長)	-	1	1	5	-	8	
務	資産税課	家屋・償却資産係	-	3 (1名兼係長)	4	3	4	-	14	23
		土地係	1 (兼係長)	1	-	1	2	3	8	
部	収納課	収納管理係	1 (兼係長)	1	1	-	2	2	7	32
		収納対策係	1 (兼係長)	2	5	3	4	1	16	
		債権回収係	1 (兼係長)	2	2	-	3	-	8	
計	3		7	11	17	9	23	9		79

27 電算事務実施状況

区分	入力帳票	出力帳票	処理内容	電算処理の変遷
市区民	普通徴収 普通徴収課税資料 (異動分含む) 未申告者抽出用データ 申告書発送用データ等	申告書、課税台帳、 納税通知書、税額変更通知書、 入力連絡票、未申告調査票・催告状、 その他賦課事務関連帳票等	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託している。それ 以降の処理については、オンラインで端末 より更新し、帳票類を出力する。	S42. 3 電子計算機導入により当初、随時の処理開始 S45. 4 全面外部委託処理移行 S47.11 庁内処理移行作業開始 S56. 4 普通徴収OCR化 S60. 7 日本語住民情報オンライン稼働 S62. 4 税務オンライン開始 H 8. 1 二次開発税務オンライン稼働 H14. 1 新当初課税システムの稼働 H21. 4 ペイジー・コンビニ納付導入、給与特別徴収OCR化、 H21.10 年金特別徴収開始 H22. 3 個人住民税の電子申告(エルタックス)導入 H23. 3 クレジットカード納付導入(普通徴収のみ) H26. 1 税務オンライン新システム導入 H31. 1 住民税試算システム導入 R 3. 2 「厚木市電子申請システム」による市民税・県民税電子申告開始
	特別徴収 給与支払報告書 給与特別徴収に係る申請書 給与所得者異動届出書 給与特別徴収義務者の登録等 年金支払報告書(磁気媒体)等	給与支払報告書(総括表)、 課税台帳、税額決定通知書、 税額変更通知書、 その他賦課事務関連帳票等	当初課税は全てバッチ処理で課税計算し、 それ以降の課税・変更については、オンラ インで端末より更新し、月1回バッチ処理 する。帳票類の打出し等は外部委託してい る。	S60.12 バッチ処理開始 S62. 4 税務オンライン開始 H22. 3 法人市民税の電子申告(エルタックス)導入 H26. 1 税務オンライン新システム導入
	法人 各申告書 更正決定通知書 開設及び異動届	発送用申告書、納付書、 更正決定通知書、課税台帳、 基本台帳、月別調定明細書	発送用申告書の作成、申告内容の検査入 力、月1回調定作成、その他更正通知書、 各種統計資料の作成を行う。	S48.11 固定資産税庁内処理移行開始 S49.10 固定資産税移行作業完了 S55. 4 OCRシステム稼働 S59. 4 オンライン化に備え家屋マスタの変更 .11 木造家屋評価計算事務にパソコンを導入 S60. 4 オンラインシステム構築開始 固定資産納税通知書のMT交換を開始 償却資産過年度計算にパソコン処理を導入 S61. 7 非木造家屋(軽量鉄骨プレハブ家屋を含む)評価計算事務にPCを導入 . 8 オンライン稼働テスト S62. 4 税務オンライン開始 H21. 4 ペイジー・コンビニ納付導入 H22. 3 償却資産の電子申告(エルタックス)導入 H23. 3 クレジットカード納付導入 H26. 1 税務オンライン新システム導入
固定資産税	登記済通知書 都市計画生産緑地地区の変更 基本台帳・住登外登録連絡票 固定資産税・都市計画税の 共有代表者変更届出書 固定資産土地処理票 公共施設整備認定申請書 家屋課税台帳 償却資産申告書 種類別明細書 (増加資産・全資産用、減少資産用)	評価調書(課税台帳)、 固定資産価格決定(修正)通知書、 オンライン課税マスタ更新リスト、 税額変更連絡票、名寄帳、縦覧帳簿、 納税通知書、宛名変更連絡票ほか	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託を行い、それ以 降の処理については、オンラインで端末よ り更新し、帳票類も出力する。	S48. 4 課税処理開始 S56. 4 消込処理開始 S60. 7 市民課オンライン開始に伴い個人コードを宛名として使用 S62. 3 軽自動車税オンライン業務開始 . 4 税務オンライン開始 H21. 4 ペイジー・コンビニ納付導入 H23. 3 クレジットカード納付導入 H26. 1 税務オンライン新システム導入
軽自動車税	軽自動車税申告書 異動連絡票	全件リスト、納税通知書、 税額変更連絡票、調定表、 異動催告通知書、標識交付証明書、 廃車証明書	当初バッチ処理で賦課計算後、随時賦課異 動処理及び翌年度に向けての新規登録処理 を端末との会話型処理で行う。	S49. 4 市県民税に係る組合員の電算管理開始 S50. 4 固定資産税に係る組合員の電算管理開始 S55. 4 固定資産税OCR消込開始(固定資産税COM作成) S56. 4 市県民税OCR消込開始(市県民税COM作成) S59. 6 給与特別徴収パンチ消込開始(特別徴収COM作成) S62. 4 税務オンライン開始 S62. 4 税務オンラインによる組合員の管理開始 H21. 4 ペイジー・コンビニ消込開始 H21. 6 給与特別徴収OCR消込開始 H21.10 年金特別徴収消込開始 H22. 5 給与特別徴収データ消込開始 H23. 3 クレジットカード消込開始 H26. 1 税務オンライン新システム導入
収納消込等	OCR納付書 パンチ消込用納付書 収納速報データ 収納確報データ 特徴収納データ 年金特徴収納データ	日計表、過不足エラーリスト、 督促状、催告書	OCR・パンチ分は、納税済通知書により 収納消込、給与特徴データ分・年金特徴分 は、収納データにより収納消込を行う。ペ イジー・コンビニ・クレジットカード分 は、速報データにより仮消込、確報データ により本消込を行う。また、消込に伴い、 エラーリスト等を出力し、過誤納処理を実 施。未納者については、督促状、催告書等 を発送し、滞納処理を行う。	(S44. 4 手落としによる口座振替開始) S60. 4 MT交換による口座振替開始 S62. 4 税務オンライン開始 H26. 1 税務オンライン新システム導入
口座振替	口座振替依頼書 口座振替解約届書 口座収納データ	FD請求リスト FD結果リスト 振替不能通知書	口座振替のデータをオンラインで入力し、 振替日ごとに請求リストで内容を確認振 替。手続後、振替不能通知書を作成を行 う。	(S44. 4 手落としによる口座振替開始) S60. 4 MT交換による口座振替開始 S62. 4 税務オンライン開始 H26. 1 税務オンライン新システム導入

28 市税の税率等一覧表（令和4年度）

税目	賦課期日	納税義務者	課税標準及び税率	徴収方法及び納期																																																							
市 個 人 税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有する個人(均等割・所得割) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市内に住所を有しない者(均等割) 	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>3,500 円</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>6 %</td> </tr> </table> <p>東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律により平成26年度から令和5年度まで均等割の標準税率に500円を加算。</p>	税率		均等割	3,500 円	所得割	6 %	<p>普通徴収</p> <table border="1"> <tr> <td>1期</td> <td>6月1日～6月30日</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td>8月1日～8月31日</td> </tr> <tr> <td>3期</td> <td>10月1日～10月31日</td> </tr> <tr> <td>4期</td> <td>1月1日～1月31日</td> </tr> </table> <p>給与特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分徴収の翌月10日</p> <p>年金特別徴収 年金支払月分徴収の翌月10日 (本徴収10月・12月・2月 仮徴収4月・6月・8月) (10日が土・日曜日、祝日等のときは翌日)まで</p>	1期	6月1日～6月30日	2期	8月1日～8月31日	3期	10月1日～10月31日	4期	1月1日～1月31日																																									
		税率																																																									
均等割	3,500 円																																																										
所得割	6 %																																																										
1期	6月1日～6月30日																																																										
2期	8月1日～8月31日																																																										
3期	10月1日～10月31日																																																										
4期	1月1日～1月31日																																																										
民 法 人 税		<ul style="list-style-type: none"> 市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割) 	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">資本金等の額</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>法人税割</td> <td>5億円以上の法人</td> <td>100分の8.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社</td> <td>100分の7.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1億円未満の法人</td> <td>100分の6.0</td> </tr> <tr> <th colspan="2">均等割</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td></td> <td>公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000万円以下の法人</td> <td>50人以下のもの 50人を超えるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000万円を超え1億円以下の法人</td> <td>50人以下のもの 50人を超えるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1億円を超え10億円以下の法人</td> <td>50人以下のもの 50人を超えるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下のもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10億円を超え50億円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人を超えるもの</td> </tr> </table> <p>※法人税割の税率については、令和元年10月1日以後の事業年度から適用</p>	資本金等の額		税率	法人税割	5億円以上の法人	100分の8.4		1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社	100分の7.2		1億円未満の法人	100分の6.0	均等割		税率		公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)	50,000 円		1,000万円以下の法人	50人以下のもの 50人を超えるもの		1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの 50人を超えるもの		1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの 50人を超えるもの		10億円を超える法人	50人以下のもの		10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの		50億円を超える法人	50人を超えるもの	<p>申告納付 事業年度終了後2カ月以内</p>																			
資本金等の額		税率																																																									
法人税割	5億円以上の法人	100分の8.4																																																									
	1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社	100分の7.2																																																									
	1億円未満の法人	100分の6.0																																																									
均等割		税率																																																									
	公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)	50,000 円																																																									
	1,000万円以下の法人	50人以下のもの 50人を超えるもの																																																									
	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの 50人を超えるもの																																																									
	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの 50人を超えるもの																																																									
	10億円を超える法人	50人以下のもの																																																									
	10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの																																																									
	50億円を超える法人	50人を超えるもの																																																									
固定資産税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者 	<p>課税標準の1.4/100 免税点 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満</p>	<p>普通徴収</p> <table border="1"> <tr> <td>1期</td> <td>5月1日～5月31日</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td>7月1日～8月1日</td> </tr> <tr> <td>3期</td> <td>12月1日～1月4日</td> </tr> <tr> <td>4期</td> <td>2月1日～2月28日</td> </tr> </table>	1期	5月1日～5月31日	2期	7月1日～8月1日	3期	12月1日～1月4日	4期	2月1日～2月28日																																															
1期	5月1日～5月31日																																																										
2期	7月1日～8月1日																																																										
3期	12月1日～1月4日																																																										
4期	2月1日～2月28日																																																										
軽自動車税	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者 	<table border="1"> <tr> <th>車種</th> <th>税率</th> <th>車種</th> <th>税率</th> <th>車種</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td rowspan="4">営業用</td> <td>通常(新税率)</td> <td rowspan="4">営業用</td> <td>通常(新税率)</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> <td>経過措置</td> <td>経過措置</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td>重課</td> <td>重課</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>軽課75%</td> <td>軽課75%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td rowspan="2">軽自動車四輪乗用</td> <td>軽課50%</td> <td rowspan="2">軽自動車四輪貨物</td> <td>軽課50%</td> </tr> <tr> <td>特殊作業用</td> <td>軽課25%</td> <td>軽課25%</td> </tr> <tr> <td>軽二輪車(125cc超～250cc以下)</td> <td>年額</td> <td rowspan="4">自家用</td> <td>通常(新税率)</td> <td rowspan="4">自家用</td> <td>通常(新税率)</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車(250cc超)</td> <td>年額</td> <td>経過措置</td> <td>経過措置</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">軽自動車三輪</td> <td>通常(新税率)</td> <td rowspan="4">自家用</td> <td>重課</td> <td rowspan="4">自家用</td> <td>重課</td> </tr> <tr> <td>経過措置</td> <td>軽課75%</td> <td>軽課75%</td> </tr> <tr> <td>重課</td> <td>軽課50%</td> <td>軽課50%</td> </tr> <tr> <td>軽課75%</td> <td>軽課25%</td> <td>軽課25%</td> </tr> </table>	車種	税率	車種	税率	車種	税率	原動機付自転車	50cc以下	営業用	通常(新税率)	営業用	通常(新税率)	50cc超90cc以下	経過措置	経過措置	90cc超125cc以下	重課	重課	ミニカー	軽課75%	軽課75%	小型特殊自動車	農耕作業用	軽自動車四輪乗用	軽課50%	軽自動車四輪貨物	軽課50%	特殊作業用	軽課25%	軽課25%	軽二輪車(125cc超～250cc以下)	年額	自家用	通常(新税率)	自家用	通常(新税率)	二輪の小型自動車(250cc超)	年額	経過措置	経過措置	軽自動車三輪	通常(新税率)	自家用	重課	自家用	重課	経過措置	軽課75%	軽課75%	重課	軽課50%	軽課50%	軽課75%	軽課25%	軽課25%	<p>普通徴収 5月1日～5月31日</p>
車種	税率	車種	税率	車種	税率																																																						
原動機付自転車	50cc以下	営業用	通常(新税率)	営業用	通常(新税率)																																																						
	50cc超90cc以下		経過措置		経過措置																																																						
	90cc超125cc以下		重課		重課																																																						
	ミニカー		軽課75%		軽課75%																																																						
小型特殊自動車	農耕作業用	軽自動車四輪乗用	軽課50%	軽自動車四輪貨物	軽課50%																																																						
	特殊作業用		軽課25%		軽課25%																																																						
軽二輪車(125cc超～250cc以下)	年額	自家用	通常(新税率)	自家用	通常(新税率)																																																						
二輪の小型自動車(250cc超)	年額		経過措置		経過措置																																																						
軽自動車三輪	通常(新税率)		自家用		重課	自家用	重課																																																				
	経過措置				軽課75%		軽課75%																																																				
	重課	軽課50%		軽課50%																																																							
	軽課75%	軽課25%		軽課25%																																																							
市たばこ税		<ul style="list-style-type: none"> 卸売販売業者等 	<p>1,000本につき6,552円</p>	<p>申告納付 毎月翌月末日まで</p>																																																							
特別土地保有税		<ul style="list-style-type: none"> 1月1日現在取得後10年を経過していない土地を市内に所有する者 1月1日又は7月1日前1年以内に市内の土地を取得した者 	<p>土地の保有に対して土地の取得価格の1.4/100 土地の取得に対して取得価格の3/100 免税点5,000㎡</p>	<p>申告納付 (平成15年度以降当分の間、新たな課税は行わない)</p>																																																							
入湯税		<ul style="list-style-type: none"> 入湯客 	<p>入湯客1人1日について 150円</p>	<p>特別徴収 毎月翌月末日まで</p>																																																							
都市計画税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域の固定資産(土地・家屋)の所有者 	<p>課税標準の0.2/100</p>	<p>固定資産税と同様</p>																																																							

29 市税税率の変遷

区 分		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19～24年度	平成25年度	平成26年度	
市民税	均 等 割	2,500円			3,000円				3,500円		
	個 人 所 得 割	200万円以下		3%		課税標準の6% (一律)					
		200万円超え700万円以下		8%							
		700万円超え		10%							
法 人	均 等 割	資本金等の額		市内の従業者数		税 率					
		50億円を超える法人		50人を超えるもの		3,000,000 円					
		10億円を超え50億円以下である法人		50人を超えるもの		1,750,000 円					
		10億円を超える法人		50人以下であるもの		410,000 円					
		1億円を超え10億円以下である法人		50人を超えるもの		400,000 円					
				50人以下であるもの		160,000 円					
		1千万円を超え1億円以下である法人		50人を超えるもの		150,000 円					
				50人以下であるもの		130,000 円					
		1千万円以下である法人		50人を超えるもの		120,000 円					
上記の法人以外の法人等				50,000 円							
法 人 税 割	昭和56年改正 (昭和56年8月1日以降) 法人税額の14.7% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 13.5% 資本金等の額が1億円未満である法人等 12.3%								平成26年税制改正 (平成26年10月1日以降に開始する事業年度分から) 法人税額の12.1% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 10.9% 資本金等の額が1億円未満である法人等 9.7%		
	固定資産税										
固 定 資 産 税		土地 30万円未満 課税標準の1.4% 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満									
軽自動車税	昭和60年改正										
	車 種 区 分		税率(年額)		車 種 区 分		税率(年額)				
	四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	1,000 円				
			営業用	5,500 円		50cc超90cc以下	1,200 円				
		貨物用	自家用	4,000 円		90cc超125cc以下	1,600 円				
			営業用	3,000 円		ミニカー	2,500 円				
	軽三輪		3,100 円		軽二輪車(125cc超250cc以下)		2,400 円				
					二輪の小型自動車(250cc超)		4,000 円				
					小型特殊農耕作業用		1,600 円				
					自動車特殊作業用		4,700 円				
市たばこ税	千本につき2,668円 (旧3級品は千本につき1,266円) 平成11年5月1日から適用			千本につき2,977円 (旧3級品は千本につき1,412円) 平成15年7月1日から適用			千本につき3,298円 (旧3級品は千本につき1,564円) 平成18年7月1日から適用			千本につき5,262円 (旧3級品:千本につき2,495円) 平成25年4月1日から適用	
	特別土地保有税		保有分 1.4% 取得分 3% 新たな課税の停止								
入 湯 税	昭和52年改正 1人1日につき150円			課税免除(日帰り利用料金1,000円以下)追加 平成15年4月1日から適用							
都 市 計 画 税	課税標準の0.2%										
備 考											

29 市税税率の変遷 (続き)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元(平成31)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																																																																																																																																																	
市民税	個人	均等割 3,500円																																																																																																																																																																																							
	個人	所得割 課税標準の6% (一律)																																																																																																																																																																																							
	法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内の従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下であるもの</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下であるもの</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下であるもの</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記の法人以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>						資本金等の額	市内の従業者数	税率	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円	10億円を超え50億円以下である法人	50人を超えるもの	1,750,000円	10億円を超える法人	50人以下であるもの	410,000円	1億円を超え10億円以下である法人	50人を超えるもの	400,000円	50人以下であるもの	160,000円	1千万円を超え1億円以下である法人	50人を超えるもの	150,000円	50人以下であるもの	130,000円	1千万円以下である法人	50人を超えるもの	120,000円	上記の法人以外の法人等		50,000円																																																																																																																																																					
	資本金等の額	市内の従業者数	税率																																																																																																																																																																																						
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円																																																																																																																																																																																							
10億円を超え50億円以下である法人	50人を超えるもの	1,750,000円																																																																																																																																																																																							
10億円を超える法人	50人以下であるもの	410,000円																																																																																																																																																																																							
1億円を超え10億円以下である法人	50人を超えるもの	400,000円																																																																																																																																																																																							
	50人以下であるもの	160,000円																																																																																																																																																																																							
1千万円を超え1億円以下である法人	50人を超えるもの	150,000円																																																																																																																																																																																							
	50人以下であるもの	130,000円																																																																																																																																																																																							
1千万円以下である法人	50人を超えるもの	120,000円																																																																																																																																																																																							
上記の法人以外の法人等		50,000円																																																																																																																																																																																							
法人	法人税割	平成26年税制改正 (平成26年10月1日以降に開始する事業年度分から) 法人税額の12.1% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 10.9% 資本金等の額が1億円未満である法人等 9.7%	平成28年度税制改正 (令和元年10月1日以降に開始する事業年度分から) 法人税額の8.4% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 7.2% 資本金等の額が1億円未満である法人等 6.0%																																																																																																																																																																																						
固定資産税	課税標準の1.4%	(免税点) 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																																																																																																																																																																																							
軽自動車税	平成27年改正 (平成28年度課税から)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="6">税率(年額)</th> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">税率(年額)</th> </tr> <tr> <th>旧税率</th> <th>標準税率</th> <th>重課税率</th> <th>軽課税率(75%軽減)</th> <th>軽課税率(50%軽減)</th> <th>軽課税率(25%軽減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上 乗用</td> <td rowspan="2">自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> <td rowspan="2">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> <td>50cc超90cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">営業用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> <td>90cc超125cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> <td>軽二輪車(125cc超250cc以下)</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> <td>二輪の小型自動車(250cc超)</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>小型特殊農耕作業用自動車</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>特殊作業用</td> <td>5,900円</td> </tr> </tbody> </table>			車種区分	税率(年額)						車種区分	税率(年額)	旧税率	標準税率	重課税率	軽課税率(75%軽減)	軽課税率(50%軽減)	軽課税率(25%軽減)	四輪以上 乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円	原動機付自転車	50cc以下	2,000円	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円	50cc超90cc以下	2,000円	営業用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円	90cc超125cc以下	2,400円	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円	ミニカー	3,700円	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円	軽二輪車(125cc超250cc以下)	3,600円	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円	二輪の小型自動車(250cc超)	6,000円	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円	小型特殊農耕作業用自動車	2,400円									特殊作業用	5,900円	令和元年改正 (令和元年10月1日から) 自動車取得税が廃止され軽自動車税(環境性能割)が創設 従来の軽自動車税は軽自動車税(種別割)に名称変更 (注)左記表は令和元年10月1日以降も継続して適用中	令和3年改正 (令和4年度課税から)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="6">税率(年額)</th> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">税率(年額)</th> </tr> <tr> <th>旧税率</th> <th>標準税率</th> <th>重課税率</th> <th>軽課税率(75%軽減)</th> <th>軽課税率(50%軽減)</th> <th>軽課税率(25%軽減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上 乗用</td> <td rowspan="2">自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> <td rowspan="2">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> <td>50cc超90cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">営業用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> <td>90cc超125cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> <td>軽二輪車(125cc超250cc以下)</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> <td>二輪の小型自動車(250cc超)</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>小型特殊農耕作業用自動車</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>特殊作業用</td> <td>5,900円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分	税率(年額)						車種区分	税率(年額)	旧税率	標準税率	重課税率	軽課税率(75%軽減)	軽課税率(50%軽減)	軽課税率(25%軽減)	四輪以上 乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円	原動機付自転車	50cc以下	2,000円	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円	50cc超90cc以下	2,000円	営業用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円	90cc超125cc以下	2,400円	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円	ミニカー	3,700円	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円	軽二輪車(125cc超250cc以下)	3,600円	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円	二輪の小型自動車(250cc超)	6,000円	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円	小型特殊農耕作業用自動車	2,400円									特殊作業用	5,900円
車種区分	税率(年額)						車種区分	税率(年額)																																																																																																																																																																																	
	旧税率	標準税率	重課税率	軽課税率(75%軽減)	軽課税率(50%軽減)	軽課税率(25%軽減)																																																																																																																																																																																			
四輪以上 乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円	原動機付自転車	50cc以下	2,000円																																																																																																																																																																															
		5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円		50cc超90cc以下	2,000円																																																																																																																																																																															
	営業用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円	90cc超125cc以下	2,400円																																																																																																																																																																																
		3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円	ミニカー	3,700円																																																																																																																																																																																
貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円	軽二輪車(125cc超250cc以下)	3,600円																																																																																																																																																																																
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円	二輪の小型自動車(250cc超)	6,000円																																																																																																																																																																																
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円	小型特殊農耕作業用自動車	2,400円																																																																																																																																																																																	
								特殊作業用	5,900円																																																																																																																																																																																
車種区分	税率(年額)						車種区分	税率(年額)																																																																																																																																																																																	
	旧税率	標準税率	重課税率	軽課税率(75%軽減)	軽課税率(50%軽減)	軽課税率(25%軽減)																																																																																																																																																																																			
四輪以上 乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円	原動機付自転車	50cc以下	2,000円																																																																																																																																																																															
		5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円		50cc超90cc以下	2,000円																																																																																																																																																																															
	営業用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円	90cc超125cc以下	2,400円																																																																																																																																																																																
		3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円	ミニカー	3,700円																																																																																																																																																																																
貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円	軽二輪車(125cc超250cc以下)	3,600円																																																																																																																																																																																
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円	二輪の小型自動車(250cc超)	6,000円																																																																																																																																																																																
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円	小型特殊農耕作業用自動車	2,400円																																																																																																																																																																																	
								特殊作業用	5,900円																																																																																																																																																																																
市たばこ税	※前項参照	千本につき5,262円 (旧3級品:千本につき2,925円) 平成28年4月1日から適用	千本につき5,262円 (旧3級品:千本につき3,355円) 平成29年4月1日から適用	千本につき5,692円 (旧3級品:千本につき4,000円) 平成30年10月1日から適用	千本につき5,692円 (旧3級品:千本につき5,692円) 令和元年10月1日から適用	千本につき6,122円 令和2年10月1日から適用	千本につき6,552円 令和3年10月1日から適用																																																																																																																																																																																		
特別土地保有税	新たな課税の廃止																																																																																																																																																																																								
入湯税	1人1日につき150円 課税免除(日帰り利用料金1,000円以下)																																																																																																																																																																																								
都市計画税	課税標準の0.2%																																																																																																																																																																																								
備考																																																																																																																																																																																									

令和4年度市税概要

令和4年11月発行

発行 厚木市
編集 財務部市民税課